

第百十三回国会 参議院文教委員会 會議録第六号

昭和六十三年十一月八日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十月三十一日

小野 清子君
杉元 恒雄君

補欠選任
林田悠紀夫君
中村 太郎君

国務大臣

文部大臣
中島源太郎君

十一月一日

中村 太郎君
林田悠紀夫君

補欠選任
杉元 恒雄君
小野 清子君

政府委員

文部大臣官房長
加戸 守行君
文部省生涯学習局長
齋藤 諒淳君
文部省初等中等教育局長
古村 澄一君
文部省教育助成局長
倉地 克次君
文部省高等教育局長
國分 正明君
文部省高等教育局長
野崎 弘君
文部省学術国際局長
川村 恒明君
文部省体育局長
坂元 弘直君

十一月七日

杉元 恒雄君

補欠選任
中村 太郎君

事務局側

常任委員会専門員
佐々木定典君

十一月八日

中村 太郎君
久保 亘君

補欠選任
田辺 哲夫君
本岡 昭次君

説明員

郵政省放送行政局長
局業務課長
園 宏明君

出席者は左のとおり。

委員長
杉山 令肇君

理事
仲川 幸男君
林 寛子君
粕谷 照美君
佐藤 昭夫君

参考人

日本放送協会営業総局副総局長
大森 啓昭君

委員

小野 清子君
木宮 和彦君
山東 昭子君
世耕 政隆君
田沢 智治君
田辺 哲夫君

委員の異動

事務局側

常任委員会専門員
佐々木定典君

委員

小野 清子君
木宮 和彦君
山東 昭子君
世耕 政隆君
田沢 智治君
田辺 哲夫君

委員の異動

事務局側

常任委員会専門員
佐々木定典君

委員

小野 清子君
木宮 和彦君
山東 昭子君
世耕 政隆君
田沢 智治君
田辺 哲夫君

委員の異動

事務局側

常任委員会専門員
佐々木定典君

委員

小野 清子君
木宮 和彦君
山東 昭子君
世耕 政隆君
田沢 智治君
田辺 哲夫君

委員の異動

事務局側

常任委員会専門員
佐々木定典君

委員

小野 清子君
木宮 和彦君
山東 昭子君
世耕 政隆君
田沢 智治君
田辺 哲夫君

委員の異動

事務局側

常任委員会専門員
佐々木定典君

委員

小野 清子君
木宮 和彦君
山東 昭子君
世耕 政隆君
田沢 智治君
田辺 哲夫君

委員の異動

事務局側

常任委員会専門員
佐々木定典君

○委員会(杉山令肇君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨七日、杉元恒雄君が委員を辞任され、その補欠として中村太郎君が選任されました。

○委員長(杉山令肇君) 学校教育法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○勝木健司君 おはようございます。質問させていただきます。

今回の法案は臨教審の第二次答申に基づいて高等学校教育にかかる制度の弾力化を図るとともに、国、地方の役割分担を見直し、教育における地方への権限移譲を促すものと考えております。

そこで、まず現在の高等学校、後期中等教育の現状につきましてどういった認識をお持ちされるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(古村澄一君) 現在我が国の高等学校におきましては、進学率は九四％という非常に高い、世界的にもトップレベルにあるというふうに思っております。同時に、その水準におきましても比較的世界的に見て高い水準にあるというふうに思っておりますが、ただ現実問題、高等学校を見てみますときに、九四％の子供が入っておりますというところは、子供の個性、能力、資質それぞれ非常に多様化いたしております。その多様化いたしております高等学校が、現実にはこの子供の個性を引き伸ばすための教育として万全であるかどうかということについてはいささか私たちが検討すべき課題があるというふうに思っております。

○勝木健司君 現在の高等学校の教育というものはどうも画一化、硬直化が目立っているように思われます。特に、近年増大しております中途退学者の問題というものが、この画一的な高等学校教育についていけない若者というものがふえてきているような感じがします。中退退学者の実態、そしてそれに対応する対策というものをどのように現在行われているのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(古村澄一君) 高等学校の中途退学者は大体年間十一万人ぐらいというのがここ数年間見られる傾向でございます。十一万人の子供が中途退学するというのは、やはりこれについて何らかの対策を考えなきゃならぬということでございまして、臨床的にいえば、そういった中途退学者の出でくるゆえん、そしてそれに対して個々具体的にどういった対処をすればいいかということ、来年度の概算要求におきましては中途退学者対策というもので概算要求いたしておりますが、それと同時に抜本的にいえば、やっぱり高等学校を、今

おっしゃいましたように硬直化あるいは画一化と言われております点をそれぞれ直して、そういった子供が自分の適性、進路を十分發揮できるように高等学校という高等学校側の体質を改善していくという二つの側面からの検討が必要だろうというふうな考えでおるわけであります。

○勝木健司君　そこで、今回の法律案は高等学校の定時制、また通信制課程に関するものでありますけれども、最近定時制とか通信制は生徒数が大幅に減少しているように思われます。また、生徒の多様化が進むなど、この制度発足当初と比べて実態の著しい変化が見られるというふう聞いております。現在の定時制、また通信制に通う生徒の実態あるいは彼らの生徒のニーズにつきましてどのように把握をしておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員（古村達一君）　おっしゃいますように、定時制課程、通信制課程ができて四十一年たつわけでございますが、定時制課程がかなり実態が変わりつつある。といいますのは、昭和二十年代の後半、二十八年をピークにいたしまして、そのときには生徒数が五十六万人おりましたが、それをピークにいたしまして徐々に減ってきた。そして現在十四万人という生徒数を数えております。通信制については大体十四万人程度の生徒数ですと推移しておりますが、このことは結局いろいろな経済成長によりまして、全日制課程へ子供が向いていった、そういった傾向から定時制の生徒が減っていったという現状に相なるわけでございまして、やはり定時制課程というものが持っておりますのは勤労青少年教育という観点でございます。働きながら学ぶ青少年に対して、やはりそういった教育機会を提供するということが非常に重要な役割を果たしておりますので、そういった点で、今後の定時制教育についてもできるだけそういった子供のニーズに合わせた、そういった教育のやり方、内容というものを合わせていくように検討していかねばならぬというふうに思っております。

○勝木健司君　そこで、実態の変化に対応するために、従来の勤労青少年に対する後期中等教育機関としての役割に加えて、教育の機会の拡大、また生涯学習の視点にも考慮するなどして、そのあり方を見直す必要があるように思われますので、この法案施行後も含めまして、どのような定時制あるいは通信制課程の改善というものを考えておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員（古村達一君）　御指摘のとおり、私の方におきましては定時制通信制教育のあり方を検討するということで、昭和五十九年以来、高等学校定時制通信制教育検討会議というものを開催いたしまして検討を進め、昨年十二月に報告が出されたわけでございます。

この報告におきましては、今後の定時制通信制教育について、まず一つは「勤労青少年に対する後期中等教育機関としての役割」を持つ、二番目として「教育の機会の拡大の観点から多様な履修形態を提供する後期中等教育機関としての役割」、三番目として「生涯学習の観点から後期中等教育段階の教育内容を提供する教育機関としての役割」、この三つの役割をそれぞれ持つというふうに御提言いただきました。具体的改善の方向としては、生徒の学習負担の軽減や学習意欲の向上を図る等の観点から、学校の教育内容、教育方法の改善充実、学年制に関する教育課程運用の弾力化、履修形態、授業開設形態の多様化、弾力化、あるいは学校の連携の拡充など一層促進するように求められております。

そういった点で、いろいろな角度から検討すべき課題があると思っておりますが、ここの四月から単位制高等学校というものが発足いたしました。これもそういった弾力化、多様化の一つの形態だろうというふうに思っております。今後なお検討していくべき課題は多いというふうに考えております。

○勝木健司君　今回の改正によりまして、定時制とかあるいは通信制課程の修業年限というものは

実態としてどのようなことになるというふうに予想されておられますか、お伺いしたいというふうに思います。ふたをあげてみたら、結局四年制ばかりということになれば、この法改正の意味というものが薄れるように思われます。一つの学校の中で三年と四年の修業年限が併存するということが、そういう多様な形態と選択の可塑性というものが生まれてくるようにすべきじゃないかというふうに思います。これらの点につきまして、これらの点

というものは生徒やまた生徒のニーズに応じて学校の設置者に任せることが適当だというふうに思います。と同時に、三年制ができるだけ多く設置されるよう積極的に指導をしていく考えがございましょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員（古村達一君）　今回御提案いたしておりますのは、現在におきまして三年で八十単位というものをとっている、あるいはとり得る可塑性のある定時制の高等学校、通信制の高等学校というのがあるわけでございまして、そういったところについてはひとつ三年という道を開いて、三年で修業できるようにということで御提案いたしたわけでございます。

したがって、現在そういった無理なく、勤労青少年教育の機関でございまして、勤労青少年の勤労状況と学習との両方の兼ね合いをうまくやれてできる学校というものが三年制になるわけでございまして、現在あります百数十校に加えて、どれくらいかわかりませんが、これはやはり私は三年制がいい、四年制がいいという形で旗を振るべき問題ではない、これはそういった実態、子供の実態として社会の実態というものに合わせて、そこが設置者として判断をして三年の方がいいだろう、あるいは四年の方がいいだろうということと決めていくべき問題だろうというふうに思うわけでございます。したがって、一つの学校で三年のコースあるいは四年のコースという二つのものができてくるということも理論的にはあり得ますし、現実問題は、それは設置者の御判断

でございますが、そういったこともあり得るだろうというふうに考えておるわけでございます。

○勝木健司君　定時制高校で三年課程を置く場合に、四年課程から三年課程へ、また三年課程から四年課程へと生徒がそれぞれの自分の能力やあるいは学習進度に応じて移行ができるようにするのがいいというふうに思います。これが可能に本当になるのかどうか、なっているのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員（古村達一君）　一つの学校におきまして三年コース、四年コースと二つあったときに、三年コースから四年コースへ、あるいは四年コースから三年コースへとコース間の移動ということについてのお尋ねでございますが、この辺は確かに学校の履修方法の問題でございまして、学校の中でお決めになるということになると思います。

したがって、私たちがいたしました例えは三年に行っていたけれども、やはり学習のやり方とそれから勤労のあり方と二つの兼ね合いでなかなか三年では卒業が難しいということになれば、四年制に移っていくとか、そういったコース間の移動というのは当然あり得るであろうし、そういったことがあった方がよりベターだろうというふうに思うわけでございます。

○勝木健司君　定時制高校で三年課程を終えた場合であります。現在の四年課程から一学年分の学級減になるわけでございまして、定時制教職員定数の算定方式をそのまま適用いたしますと、小規模な学校などでは定数減になるところもあるというふうに伝えられております。今回の改正に伴って、教職員の定数配置などについてはどのように進める考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員（倉地克次君）　現行の高校標準法でございまして、これは定時制の課程につきましては修業年限が四年であることを前提として教員の算定方法を算定している次第でございまして、このため、修業年限が三年の定時制課程についてはこの法律をそのまま適用いたしますと必要な教員数が

確保できないという事態になる次第でございます。そこで、政令におきまして三年の定時制課程に係る教員の基礎的な定数につきましては全日制課程と同様の定数が確保できるように定数措置を講じたいというふうに考えている次第でございます。これによりましてこれまでと同様に適切な学校運営が図れるものというふうに考えている次第でございます。

○勝木健司君 次は、技能教育施設の指定についてでありますけれども、元来この制度は学校と産業界との相互の連携を密にして技能教育についての能率を高めていく、そしてその振興を図ることを目的とした制度であるというふうに聞いておりますが、この制度が果たしてきた成果につきましてどのように評価をしておられるのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(古村澄一君) 御指摘のとおり、この技能連携制度というのは、学校と技能教育施設で同一の教育を重複して受けるという二重負担を軽減するということによりまして、特に働きながら学ぶ青少年の高等学校における学習を効果的に行う、あるいはより多くの青少年に高等学校教育を受ける機会を与えようというもので始まったわけでございます。昭和三十六年に始まりまして現在まで来ておりますが、そういった点で、いわゆる生徒の学習負担の軽減という面では非常に大きな役目を果たしてきただろうというふうに私たちは考えておるわけでございます。

○勝木健司君 今回の改正案は、技能教育施設により近いところにある各都道府県におきまして、施設の実態を踏まえた運用というものがなされるものというふうに期待をいたしておるわけですが、この技能教育施設との連携に際しては、地域の産業あるいは就業構造についても十分注意を払っていかねばならないというふうに思うのであります。地域の労働力需給を視野に入れる意味で、労働行政など他の行政との連携の必要はないのかどうか、文部省としてのお考えをお伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(古村澄一君) 今回いわゆる文部省が指定の権限を有しておりますのを都道府県の教育委員会に移譲いたしましたのは、なるべく身近なところでよく実態が把握できる行政機関において施設を指定した方がいだろうという観点から、そういった点で移譲いたしました。おっしゃいますとおり、技能連携の学校との相手方におきましては、いわゆる職業訓練所でありまして、か、そういった労働と結びついたところがございまして、そういった点からは、当然個々の生徒の就業の実態というものがよく把握し、そしてその連携の相手方になります技能教育施設の実態というものが、両方がうまくマッチしているということが必要でございますので、そういった点では労働関係を取り扱う行政機関、その他の行政機関と十分密な連絡をとりながらやっていく方がより効果的な運営になるだろうというふうなことで、私たちとしてもそういったことについて積極的に指導してまいりたいというふうに思うわけでございます。

○勝木健司君 生涯教育を求める現代にありましては、今や文部省だけの縦割り行政だけではもう時代のニーズに合ったものは期待できにくいのではないかというふうに思います。関係各省を巻き込んだ大プロジェクトのもとで実施していかねばならない問題も大いにあるんじゃないかというふうに思います。文部省が音頭をとられまして前向きに、積極的にこういう問題について取り組み意識はあるのかどうか、文部省、文部大臣についてもお伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(齋藤静彦君) 生涯学習推進のための施策は、文部省は非常に大きな比重を占めておりますけれども、御指摘いただきましたように、ほかの省庁においてもいろいろな生涯学習の関連施策が実施されているところであります。この点につきましては、臨教審の答申におきましても、文部省と各省庁の施策なり事業の連携調整を図るという、それは文部省が自覚して十分各方面に積極

的に対応を行うべきであるという、こういう答申が出されたわけでありましても、そういうことで文部省としてもいろいろな連携、協力を實現して国民の学習需要に的確にこたえてまいりたい、こう思うわけでございます。

なお、中央省庁では各省に組織があるわけでございますが、生涯学習は特に地方での活動が期待されるわけでありまして、これも例えば知事部局と教育委員会とか、あるいは青少年対策行政とかいろいろなものがあるわけでございます。文部省としましては、各県に生涯学習の推進会議というふうなものをつくっていただいて、教育委員会と知事部局で十分連携をとるような組織をつくる、これに対して文部省としても助成事業を行う、こういう施策を講じているわけでございます。

なお都道府県では、その推進会議はすべての都道府県で設置されたわけでありましても、市町村におきましてはまだ数が少ない。最終のところ住民のニーズにこたえる市町村の行政が一番重要と考えますので、今後市町村でも円滑に住民のサイドに立つてそういう調整のとれた活動が行われるように、そういう点については施策としても重点を置いてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○国務大臣(中島源太郎君) 政府委員から答弁をいたしましたことと重複するようでございますが、特に高等学校教育というのは社会に果たすべき自分の使命感に自覚を持つ、それからまた自分の個性に応じて進路を決定する、その上で一般的な教養とそれぞれの技能を習得せしめるということとが一つでございます。また一方で、古村局長が答

えましたように、この定通制のあり方については、これはもちろん勤労青少年のための後期中等教育、それから履修の多様化、もう一つは生涯学習の観点からの後期中等教育、こういうことがございまして、それを含めまして、ある部分は地域の教育委員会に技能連携の施設の指定などはそこにおろして、先生がおっしゃいますように、その地域の多様な産業のあり方あるいはその地域

の声を十分に聞いていくこととの反面で、また生涯学習の面からいいますと、今生涯学習局長がお答えしましたように、各省庁との連携もございまして、これは十分リーダーシップをとるつもりで連携を保ち促進してまいりたい、このように考えております。

○勝木健司君 今回の改正を機会に技能教育施設の制度全般についても見直しをぜひ行っていただきたい。そして、連携可能な教科科目というものを拡大するなどの方策についても検討すべきであるというふうに思います。

また、あわせてこれについてもお伺いいたしますけれども、普通高校と職業高校、また普通高校と技能教育施設、さらには職業高校同士あるいは普通高校同士の連携、いわゆる単位互換についても検討していくべきであるというふうに思いますけれども、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(古村澄一君) この法改正を機会にと申しますか、技能教育施設との連携をより活発にあらしめるために、連携措置が可能な科目として、従来は職業に関する科目を連携の可能な科目としておりますが、今後は音楽あるいは美術といった専門科目、専門教科というものに広げて、それに十分な高等学校に劣らないぐらいのそういったことをやっておる各種学校、専修学校もございまして、そういったところとの連携というのは十分考えられるだろうというふうに思っているわけでございます。

なお、それを一歩進めて高等学校同士の連携ということを考えたかどうかというお話でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました高等学校の教育というものを個性化し、その子供の進路あるいは能力、適性に十分マッチしたような高等学校教育をやっていくというところから、高等学校教育の個性化に関する研究調査会議を開いておりますが、そこにおきまして学校間の連携というものは一つのやっぱり検討すべき重要な課題であるというふうに思っているわけござ

ざいます。そういったところで十分有識者に意見を聞きながら文部省としてもそれについての判断というものをを出していきたいというふうに考えております。

○勝木健司君 近年、国際化や情報化など時代の変化に対応した学校というものが、生徒の多様な選択を可能にした学校も含めまして、いわゆる特色のある学校が次々に生まれておるように思っています。いわゆる単位制高校というの、先ほどありましたように、本年の三月三十一日の省令改正によって既にスタートをしたというところであります。国におかれましては、今後とも学習者の希望とか、あるいは生活環境などに応じた高等学校の教育というものが容易に受けられるようにするために、また高等学校の個性化のための制度の弾力化も含めたそういう努力というものをさらにすべきであるというふうに思われますけれども、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(古村澄二君) 確かに高等学校の生徒九四％の子供に対して個性を伸ばさせるというのは、多種多様な子供でございまして現在の高等学校教育が十分でないんじゃないかという御指摘もございまして、これについてはひとつ高等学校自身の個性化というものを図るために研究調査会議も開いておりますので、そこで十分検討していただきたい。そしてそういった御意見、識者の御意見を踏まえて私たちが政策の立案に当たりたいというふうに考えておるわけでございします。

○勝木健司君 この単位制高校については、今回の法律案ではなく既に省令改正で対応したということでありまして、この理由につきましてお伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(古村澄二君) 単位制高等学校についてはことしの三月三十一日に省令を改正いたしましたので、そして改正したと同時に、省令を一つ設けまして発足をさせたわけでございますが、学校制度の基本的事項というものは当然のことでございますけれども、学校教育法で定められているとこ

ろでございします。今単位制高校という問題は、いわゆる学年制か単位制かというものの履修形態の問題であります。したがって、履修形態の問題は従来から学校教育法の施行規則という省令の段階で処理されておりますので、私たちといたしましては、従来の方式により学校教育法の施行規則の改正という省令改正でやらしていただいたわけでございます。

○勝木健司君 この単位制高校につきましては単位の切り売りだとか、あるいは高等学校教育の根本を崩すものだとか、そういう批判というのものもあるようでありますが、フルタイムで学校に年がら年じゅう縛りつけておくことが果たして本当にこれからの高等学校教育にとってよいのかどうかという疑問も一方では持つところでもあります。そこで、フルタイムで学校に縛りつけることが学校不適応を生み出す一つの大きな原因となつてはいないのかどうか。またその意味で学校教育の弾力化の一環としての単位制高校というものは評価できるというふうにも思うわけでありますけれども、そういった、さきのような批判に対してどのように考えられておるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(古村澄二君) 中途退学者が出る原因というのはいろいろとあろうかと思ひます。が、いわゆるフルタイムという観点からみますと、一科目でも履修科目を落とせば原級留置、いわゆる留年という措置をとられるわけでございまして、それが学校を嫌になつていくということにもつながるということも言われておりますが、そのためにこの単位制高校というのをやったわけではございませぬけれども、単位制高校というのは、そういった学年制というものの枠を越えて単位の集積でもって高等学校を卒業できる。それがいってみれば勤労青少年にとつて非常にやりやすい方向ではないかということ、そういったことで始まったわけでございしますが、現実問題、単位の切り売りというふうな御批判もございしますが、これはそういった形で学年制か単位制かという問題をひ

とつ克服するためには、単位制という方向をとればそういった御批判が出てくる。しかしながら、その方が社会的に受け入れられるということであればその方をとっていく。しかし、ただそのときに単位の切り売りというのではない、もうちょっと学校として生徒に対していろいろな指導といいますか、カウンセリングといいますが、そういったことを十分にやって、単に時間だけ来ているという形ではない、やっぱり高等学校の在籍者として、学校の生徒としての通常の考えられるそういった愛校心とか、そういったものに對して十分持つていくような、そういったカウンセリングというものが非常に必要だろうというふうに思ひますので、そういった欠点を補う方法も十分配慮すべきだろうというふうに思つておるわけでございします。

○勝木健司君 今後の高等学校教育につきましても、多様化している生徒に対応すると同時に、また時代の変化に適切に対応する必要があることはさきに述べたとおりでありますけれども、国や都道府県も高等学校の多様化あるいは弾力化の方向を目指して努力されているものというふうに考えますが、その際、ぜひ十分御検討いただきたいのは職業教育の改善についてであります。現在の職業教育の実態についてであります。現在の職業科への志向が強い。また、職業高校の生徒が減少してきているということでありまして、高校全体における職業高校の生徒の比率、または学科別の生徒数の推移の状況というのはいくらも思ひます。か、お伺いをしたいというふうに思ひます。

○政府委員(古村澄二君) ことしの五月一日での高等学校の全生徒数は五百五十二万人でございしますが、そのうち普通科は四百六十六万人、職業科は百四十万人ということ、職業学科が二五・五％という比率でございします。この比率は昭和四十年に職業学科の生徒数が二百万を超えたそのときには四〇・三％という高い比率を示しておつたわけでございしますが、それが徐々にずっと減つてま

いりまして、現在職業高校が二五・五％の比率を占めるということに相なつたわけでございします。そこで、内容的にどういった学科に変動が見られるかといふと、やはり農業科、それから家庭科というものがかなりずっと減つてきている現状にあるということで、この辺は社会の推移あるいは生徒の嗜好ということがいろいろ方向をもちたらしめたのだろうというふうに思つておるわけでございしますが、いずれにいたしましても職業教育というのは、いわゆる中堅の職業人を養成するというところで高等学校の職業学科は成り立つておりますので、十分今後力を入れていくべき問題であるというふうに思つておるわけでございします。

○勝木健司君 今ありましたように、今日ではほとんど生徒数が減つておるということでありまして、これは職業教育がやっぱり軽視されてきているのではないかとこの間にも思われるわけでありします。そこで、今後は普通科におきましても必要に応じて適切な職業教育が履修できるように種々の方策を講じる必要があるというふうに思われますが、この点につきましても現在の実態を含めてお伺いをしたいというふうに思ひます。

○政府委員(古村澄二君) 現在全日制の普通科高等学校の約六六％において職業科目を開設しているという現状でございします。そこで、開設をしております科目というのは、大体商業科、家庭科に關するものが大変多いというふうに思つておるわけで、その単位数も余り多くない、いわゆる普通科高校において職業科目の占める単位数も余り多くないというのが現状でございしますが、先ほどから申し上げておりますように、今後の高等学校教育の個性化を進めるためにいろいろなことをやっていかねばならぬ、その中でやはり普通科高校における職業教育、普通科高校とそれから職業高校との間をどう考えるかといったのはかなり大きな検討すべき課題だろうというふうに思つておりますので、そういったことについて十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○勝木健司君 現在の高等学校は偏差値による輪

意識とかあるいは倫理感というものを養つておく必要があるというふうに確信をいたしております。職業高校ではOAとかパイオとかいった新しい科目の導入が行われておるわけですが、それはそれでよいと思うのでありますけれども、社会や企業というものは数年たたないうちに陳腐化してしまふような、そういう学校での職業教育に対してそれはど期待してないのではないかと、いうふうに思われます。むしろ幅広い人間性とか、あるいはどこでも適応できるような幅広い能力というものを求めているんじゃないかというふうに思うのであります。こういった問題に対してどう配慮していけるのか、お伺いをしたいとい

また、現在の受験偏重の教育とかあるいは硬直的なカリキュラムの中では、このような人間性教育というものは等閑に付される傾向があるように思われます。このような問題につきまして、教育課程改善の中でどう取り扱っていくおつもりなのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○政府委員(古村澄二君) 職業高校におきましては、いわゆる人間として調和のとれた、そういう生徒をつくりたいと同時に職業人になるための準備教育という二つの側面を持っておるわけでございまして、おっしゃいますようにエレクトロニ

技術革新に対応するような対応の仕方というものも必要でございます。と同時に、最近のように変化の激しい時代においては主体的に学ぶ意欲でありますとか能力でありますとか、あるいは態度というものを育てることが非常に重要でございます。そういった点で実験、実習等の実際のな体験的学習を重視いたしまして、こうした能力、態度

と同時に、いわゆる人間性の涵養という教育を高等学校教育においてもっと重視すべきではないかというお話ですが、おっしゃるとおり高等学校におきましても道徳性の涵養をねらいと

いたしました高等学校の教育活動全体の中で道徳性の涵養というものをやるものとされております。そして十分な教育課程を編成するようにと求めています。昨年の十二月の教育課程審議会の答申におきまして、広く人間としてのあり方生き方に関する教育というものを進めてほしいという御提言がございまして、学習指導要領の改訂を現在進めておりますが、その中でこの点は十分配慮してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○勝木健司君 高校だけではなく、小中学も含めて現在親の学校に対する不信というものは大きくなってきているように思います。これは塾の隆盛を生んでいる大きな原因の一つでもないかというふうに思っています。そこで通産省は先般、塾を産業として認知していく、そして行政の守備範囲として取り込もうとしているというふうに関心しておりますが、文部省は塾の隆盛についてどう考えられておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(齋藤静彦) 文部省としましては、本来公教育の整備なり充実なり改善を行うことによつて教育の正常化を行うことが基本である、そういう立場に立っているわけでありますけれども、同時に現実的な対応をいたしまして、当面学習塾の関係者との協議の場を設定する、あるいは過激な競争をおおらないようにしてまいりたい、そういう関係者の自粛を要望してまいりたい、こう思っているわけでございます。なお、通産省が十月に認可をしたこの塾の関係については、文部省としてはこういう競争をおおるようなことには結果として困るという、そういうことを申し入れたわけでございますが、通産省としては経営体としてその経営の正常化、それを図る立場で自主的に公益法人をつくりたい、そういう申し出があったので認可をした、こういうことでございまして、私どもとしてはあくまでも過激な競争とか、あるいは公教育に対する阻害のない

ように、今後とも塾の関係者と十分話し合つていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○勝木健司君 学習塾の隆盛をもたらしております原因の一つに、例えば私立中学あるいは国立大学の附属中学などで大人でも解けないような、そういう難問奇問をまだ出題するという傾向が挙げられておるというふうに思います。特に文部省が直接所管されております国立の中学がそのような問題を出しているというのは、義務教育に与える影響から考えますと放置できるものではないというふうに思います。文部省としてどういう理解を持ってどういう指導をされておられるのか、どういった指導をされていくつもりなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(古村達一) 御指摘のとおり、一部の私立学校あるいは国立大学の附属学校におきまして学習指導要領の範囲を超えた出題がなされておることは事実でございます。そこで、昨年の一月にそういつた点について十分注意してほしいという入試の問題を出したましたが、六十三年度の入試の問題を見ても、やはりそれが余り改善されていないという感じがいたしました。そこで私たちがお願いするしかないと、これは積極的に協力をお願いするしかないと、この中で、国立の附属の中学校あるいは高等学校の関係者、それから私立の中学校、高等学校の関係者に対して積極的にこの問題について善処方を既にお願いいたしておりますが、今後も継続的にお願いをいたしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○勝木健司君 この学習塾の隆盛というのは、少人数で、そしてきめ細かく指導してくるという点で、あるいはまた選択の自由があるなどの理由で人気があるというふうに思っておりますが、しかしやはりそこでは受験指導というものが中心になっておること、本来の学校教育にかわり得るものではないというふうに思っています。また、子供たちの本来の生活時間を乱すなど

心身の健全な発達に及ぼすおそれがあるというふうに思っております。学校また教師が活性化を復権しないと、この教育の荒廃というものは克服できないんじゃないかというふうに思われます。学校あるいは教師の復権をどのように図っていくのか、文部大臣の基本的なお考えをまずお伺いをしたいというふうに思っています。

○國務大臣(中島源太郎) 御質疑を伺っております。特に高等学校教育、この面では中堅的な技術者養成の面、職業訓練を充実するという一面で、先生の御指摘では人間性のより充実を図るべきではないか、そして輪切りをなくすためには学校そのものが個性化を進めるべきではないか、こういう御質疑を拝聴いたしております。そして最後に、それを支えるものはやはり教員としての質の向上であります。まさに多様化、個性化をしております社会の中で、学生生徒自身が、またその履修の多様化あるいは就労の多様化の中で、それに対応できる教育者としての質の向上を目指すべきであるというところは一番求められておるところでございますので、先ほども政府委員からお答えをいたしておりますように、現職研修の充実、それからこれからお願いを申し上げます免許法の改正によりまして、さらにその研修の意欲を持っていたらどうかというのを含めまして教員の質の向上に私ども積極的に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○勝木健司君 最後に、リクルート問題についてであります。十一月三日の文部大臣の記者会見で、前の高石文部次官のこの問題が取り上げられておるわけですが、調査をしていく、遺憾であるというふうに言われておりますけれども、その後どういう状況になっておられるのか。また、こういう問題はただ単に御本人だけの問題じゃないんじゃないか、文部省全体として考えていかなければいけない問題じゃないかというふうに思っておりますが、文部大臣の所見をお伺いして私の質問を終わりたいというふうに思います。

○國務大臣(中島源太郎) 高石前文部事務次官の件につきましては、リクルート未公開株の譲渡を奥様の行為によつて受けられたということであり、この聴取は去る十一月三日並びに十一月六日にそれぞれ事務次官並びに官房長から聴取せしめております。

ただ、私の考えを申し上げますと、これは夫人であれ本人であれ、まことに慎重さを欠いた行為として残念至極に存じておるところでございます。特に今文教行政、教育改革を誠心誠意進めておりますとき、また与野党の委員の方々にも誠心誠意御熱意を持ってこれに取り組んでいただいておりますときに、このような行為は夫人であれ本人であれ、まことに慎重さを欠いておるということでございます。私どもはこの文教行政の信用を確保するためにも一層心して取り組んでいくべきであるということで、省内に対しましてはさらに厳正な職務の遂行を図るために局長会議、あるいは課長連絡会議を開いて徹底をせしめたところでございます。

なお、聴取内容につきましては政府委員からお答えをさせていただきます。

○政府委員(加戸守行) ただいま大臣申し上げましたように、十一月三日並びに十一月六日に事情聴取しました事柄はおよそ新聞報道等に出てございますけれども、九月の時点で高石氏の御夫人がリクルートコスモス株を一万株購入いたしました、十一月にうち六千株を売却し借入金金の返済に充て、残りの四千株は現在保有しているということでございます。なお、職務との関係につきましては、審議会委員の任命に当たりましてそういう指示等は行っていないということまでは確認させていたしております。

○勝木健司君 終わります。

○委員長(杉山令彦) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、久保亘君が委員を辞任され、その補欠と

して本岡昭次君が選任されました。

○下村泰君 きょうは大変大臣はこれから後お忙しいようで、できるだけお忙しなくやっていきたいと思ひます。私は、いつも申し上げますけれども、ほかの委員と違ひまして私は別に党に所属しておるわけではございませんので、余り同じことを聞かない主義で、聞かない主義ではございますけれども、きょうはこれは教育の基本に関する問題なので多少重複するところがあると思ひますけれどもお許し願ひたいと思ひます。

なお、リクルートなんというところに文部省の方が関係したなんてことは本場に情けない。幸いに私のところにはあつたものの一切来ませんから大して気にもしてありませんけれども、いろいろとお金のかかる方は大変だったろうと思ひますけれども、少なくとも教育というところに当たっている衡の方があつたことになりまると、教育とは一体何なのか、あるいは今非常に国会に対する批判が国民の間につつございます、今どこへ行つても、ようまあリクルートがまいたことは、まいた、本場によくまきました、まきびしみたい。それで受け取つた方も受け取つた方です。ですから、一体国会というのは何やっているんだ、錢もうけのために国会に行つていっているのか、評判も非常に多いんですよ。国民の口は非常に締まりがありませんから、思つたことは何でも言いますから、そんな矢面にできるだけ立たないようになつていただきたいと思います。

まず大臣にお伺ひしますが、高校教育というのはどうあるべきものなのか。私はもう教育の専門家じゃありません。とてもじゃないけれども教育なんというところは余り任に合いません。教育論争というのをやるつもりもございません。既に衆議院や本委員会でも行われてきておりますので、教育基本法や学校教育法に盛られた理念について論争する、こんなつもりもございません。大臣の率直な御意見を、高校教育に対する大臣のお考えを

ちょっと聞かせていただきたい。

○國務大臣(中島源太郎君) 高等学校教育は九四％の方が進学をしておられます。特にこの後期中等教育は心身の発達面で一番重要なところだと思ひます。この教育はどうあるべきかということについては、やはり学校教育法に盛られておるところが一番的確ではないかと私は思ひます。それには、四十二条に書かれておるわけでありまして、「社会において果さなければならぬ使命の自覚に基づき」と、まず社会に対する使命感の自覚を持つていただく教育の場である、同時に自分の個性に即して自分の進路を見定めていくという場である、同時にその自覚を持つて一般の教養あるいは専門的な技術を習熟せしめる教育である、これが私は正しいと思ひます。そういう中からやがて社会を担つていく社会人としての人間性の充実に努めていただくべきである、このように考えておるところでございます。

○下村泰君 私は常々委員会においても大臣にもお話ししておりますように、私自身の経験から教育、特に学校教育の原点として、さまざまな障害やトラブルを持った子供の教育、すなわち障害児教育が存在すると思ひます。この問題を話し合うときには二つの点についてまず大臣のお考えをお聞かせいただきたい。

一つは、障害児は障害児である前に児童であり生徒であるということです。その障害児の心身の状態といわゆる健康の児童との心身の状態に違いはあります。それだけでは不十分だということ、すなわち障害児は健康児よりその発達、成長のスピードがスローモードであるにすぎません。簡単に言えばスローモード・ショックカメラの目で見れば必要があるということ、無論障害の種類、程度によってその必要のない者もあります。

二つ目は、いわゆる一般の学校での教育の方法というもののについて、それが百年来の歴史があつてそういうものなんだとみんなが思つてしまつていて、そういうこと、どの子も身長一メートル五十七センチで卒業しなくちゃいけないと思つていて、そ

んなことはないと専門家や文部省が言われるかもしれないが、教育課程も教科書もちゃんと決まつていますね。それを消化できないのは、いつも生徒や教師の責任になる。教育課程や教科書は余りこれは問題ではない。一人一人の個性と能力に応じてと教育原理を説く本などには書いてありますけれども、平均からずれた子供はほとんど排除される。障害児は最初から排除される。有無を言わせない。特殊教育に振り向けられて、普通学校の均質化、一斉授業が可能になるというふうな実態があるということなんです。ただし、大臣に誤解していただいては困るんですが、私は養護学校や特殊教育を否定してゐるものではない。現実には長い歴史の中で多くの子供たちが学んできたんですから、しかも今も学んでいるわけです。私は、ただ子供たちにとっていい状態にすることだけを考へているということを御理解願ひたいと思ひます。

そこで、今言つた二つの点について大臣の御感想を伺ひさせていただきます。

○國務大臣(中島源太郎君) 障害を持つお子様方にとりまして、どこで学んでいただくのが一番いいかということをお考へすることは大切なことだと思ひます。

そこで、まず一番目に申し上げておきたいのは、私どもは単に障害を有することのみをもつて、例えば次に受験をするその受験の門を閉ざすことのないように、これは自覚をし、そして各県にも指導いたしておるところでございます。ただ、どこで学ばれるかということにつきまして、入学後教育を履修できるかどうか、履修するのにどういふ状態の学校でどのような状態で学ばれるのが一番よろしいかということを見込んだ上で受験を認めておるわけでございます。もちろんその受験そのものではございませぬけれども、点字での受験、あるいは補聴器の使用など種々の配慮に努めておるところでございます。

これは心身障害児理解推進指導としての資料を作成いたしました。この面の徹底を図つてまいる、あるいはまた一方で心身障害児理解推進校の指定等を含めまして、このような面での指導徹底も一方で図つてまいつておるところでございます。

○下村泰君 今どうしてこういうことをお尋ねしたかと申しますと、これから私がいろいろ御質問させていただきますけれども、基本的立場として今のお話をまず大臣からお伺ひしておきませんと、この後の質問に差しさわりますので今お伺ひしたわけです。

この法案にある定時制、通信制の本来の目的、理念は何だったのか、今改革しようとするのはなぜなのかということをお伺ひしたい。

○政府委員(古村澄一君) 定時制、通信制高等学校ができたのは戦後でございますが、これは全日制に行けない、働かながら学ぶ青少年に対する教育機会を与えたいということで定時制、通信制教育をやつてまいつたというふうに私たちは考へております。現在この法案を提案いたしました理由といたしましては、今までと違ひまして定時制、通信制におきましても三年間で高等学校を卒業できる八十単位が取れるという学校がある、そして取り得る学校もかなりあるという現状から見ると、何も定時制、通信制について四年間学校に修業年限で縛つておくということよりも三年以上というところで、その生徒の実態に合わせて修業年限というものを学校の設置者にお決めいただくというところで三年以上という形にした方がいいのではないかと、この御提案いたしておるわけでございます。

○下村泰君 この改革のあり方として二つあると思ひます。一つは、本来の姿とかけ離れた現状がある、だから現状を本来の姿に戻そうとするための改革。もう一つは、本来の姿とは変わつてしまつた現状を追認するように、現状に合わせるようにということ。この法案はどちらなんですか。

○政府委員(古村澄一君) 端的にいえば後者であ

ろうというふうに思っておりますが、ちょっと御説明いたしますと、いわゆる勤務の形態というものがかなり変わってきたというのはいくつございませう。それから履修の方法として、定時制と通信制を併修していくとか、あるいは定時制と技能教育施設との間で連携をして、いわゆる技能教育施設の単位をこつち側で認めていくとかというふうなことをやりますと、定時制高校へ来る時間がそんなに要らないということから、ある程度学習負担が軽減される、そういう制度がずっと動いてまいりましたので、実態はかなり変わってまいりました。そのことはひいては定時制の学校であっても三年間で卒業できる現状をつくり出しつつございます。そういった現状を見た上でこの修業年限を変えてまいったということでございますので、先生のおっしゃる後者の方だというふうに考えております。

○下村泰君 そうしますと、現状というか、つまり定時制というものが、どこがなぜそういうふうに変わってしまったのか、それはいいことか悪いことなのか、それともやむを得ないことなのか、どれなんですか。

○政府委員(古村達一君) これを変えてきた理由というのはいろいろあると思っておりますが、一つは社会全体がいわゆる就業構造というものが変わってきた、いわゆる労働時間というものが短縮の方向に向かっている。したがって労働時間が短縮されますと、余暇の時間があいてきますから定時制高校へ来る時間が多くなれば、それは四年で修業できるものを三年間でできるという、端的にいえばそういうことが片方にございませう。と同時に、先ほど申し上げました履修形態がいろいろな形で定時制と通信制とを併用していくとか、そういったことを進めてまいりましたので、これについて全国で百を超える学校が大体三年間で卒業できるだけの単位を取らせているという実態がございますので、それならば三年間で卒業させてもいいではないかというふうに考えたわけでございます。

○下村泰君 その中身も今労働時間が短縮されると言いますけれども、果たして全企業、いわゆる中小全部まで、大から零細まで全部まで果たしてそういう労働時間が短縮できるかというところ、これはちょっと当てになりませんな、実態としては、昔は働きながら学べるという学校が定時制、通信制であったわけですから、そして慢性疾患の子どもたちや在宅で学ばざるを得ない障害児にとっても通信制は大変有意義な学習の場であったわけですが、それがまたいろいろ変わりますね。これは新聞の記事をちょっと引用させていただきますけれども、読売の「よみうり寸評」でございます。これ八八年三月ごろですが、

「あげ出し」といって、普通は「揚げ出し豆腐」のこと。ところが、筆者はなぜか「高校中退者の」ことを思い出す。進級のあぶない生徒に「定時制へ出ていくなら、単位をやる」と担任が、もちかけて中退を求め、上へあげて、外へ出すから「あげ出し」。全国で高校中退者の数が十万人を超えた五十七年ころ一部の高校教師の間でささやかれた言葉だった。

首都圏の通信制高校で、高校中退者の入学が急増している。入学者の半数を超えたところもあり、高校側は専門のクラスを新設したり、スクーリングを増やすなど対応におおわらわ。中学卒業後すぐ通信制に入学するケースも目立ってきており、働きながら勉強する人や主婦層を対象に設けられた通信制の教室風景は、ふつうの高校と変わらなくなりつつあるようだ。

こうした通信制高校の「異変」の背景には、中退者を受け入れてくれるところが他にない、という問題がある。全日制高校は、親の転勤など特別な理由がない限り転編入を認めていないし、定時制も定員いっぱい状態だ。高校中退の原因には、登校拒否も多いが、通信制のシステムや雰囲気プラスに働く場合も少なくない。学習がレポート中心で、学校に足を運ぶのは月数回と少ないほか、髪形や服装が

自由など校則も極めてゆるやかだ。学校の「統一色」が薄いことが、高校教育になじめなかった生徒には、通ってきやすいらしい。元の高校で登校拒否だった生徒が、転入後、生徒会活動などに積極的に参加する例も目立つ、という。こんなふうないろいろな記事がございます。このほかにもございます。

そうしますと、何かこれを読んでいると非常に変な気がするんですね。定時制や通信制と全日制の関係とはこういうものなのかという気になります。だから私最初述べたように、障害を持っていた生徒は全日制を希望しても排除されてきたわけですね、こういうのを読んでみますと、全日制と定時制、通信制の間には明らかに差別があります。私はまずそこが問題だと思えます。次に、全日制の教育放棄、これが問題になっていきます。多様化は必要だと思えますが、その前にすべきことがあるのではないかと、ますます混乱するだけというふうに感ずるんですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(古村達一君) 今いろいろな各般の問題を御提示されたように思いますが、要は高等学校の教育が本当にこれだといふのかということではないかと思えます。といひますのは、やはり先ほどから申し上げておりますように、九四％の子供が、端的に申し上げれば普通科高校と職業高校と二つのパターンに分かれる。そして普通科高校は言ってみれば大学受験準備教育のようなことに中心がいてしまっている。そして職業高校は職業高校として非常にいわゆる職業人育成という形になる。そのことが多様な子供を受け入れる教育機関として果たして十分であるかということになると、私たちとしてはやはり高校中退者が十一万人も出るという現状からいって、高等学校教育というのはもうちょっと弾力的であってほしい、あるいは多様化があってほしいということを理念的に考えるわけでございます。

というの、私たちはやはりいろいろな方の御意見を聞いてそれを考えなければいかぬわけございまして、高等学校の教育の個性化の調査研究会を発足させましたのも、そこでそういった問題について十分検討してもらって、今の高校教育というのを、子供の個性、能力に合わせて高等学校教育というものを発展させるにはどうすればいいか、今の高等学校教育というものはこれでいいかというものを十分検討してもらいたいということとで発足させたのも、その趣旨でございます。

○下村泰君 何か局長は随分個人個人の能力を生かすとか御意見を述べていらつしやいますけれども、実は類型にはまっているんじゃないですか、みんな内容は。というふうな私は気がしますけれども。

私が一番伺いたい問題に入りますが、障害児、生徒の高校における実態、状況についてお伺いたします。まず教えていただきたいのですが、特殊学校、普通学校の各中学卒業生全体の中の肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知恵おくれ、病虚弱のおおのの障害を持った生徒の高等学校での在学者数、ことしの進学者数、進学率ですね。全日制、定時制、通信制別に教えていただきたいと思ひます。

もう一つは、高等部と高校との間の単位の互換ですね。これはどうなっていますか教えてくださいますか。

○政府委員(古村達一君) まず進学状況について申し上げますと、ことしの三月、六十三年の三月の中学校を卒業いたしました者の高等学校への進学状況でございます。盲学校の中学部の卒業者が四百十六人でございます。そのうち全日制の高等学校へ行きまして九人、定時制の高等学校へ行きまして一人、それから高等専門学校の別科へ参りましたのが五人、それから高等専門学校はゼロでございます。それから盲学校の高等部へ参りましたのが三百八十人ということで、いわゆる高等学校に十五人、盲学校の高等部が三百八十人というふうになりまして、合計で三百九十五人とい

それから聾学校を申し上げますと、聾学校の中
学部卒業者が五百五十五人。それから全日制高
校へ行きましてのが十四人、それからいづゆる聾
学校の高等部へ参りましたのが五百二十八人、合
わせて五百四十二人の者が進学いたしました。お
ります。

それから、養護学校の精薄の学校を卒業いたしました者が五千七百七十一人でございます。そのうち全日制の高等学校へ参りましたのが一人、定時制高校四人、通信制が三人、それからいわゆる養護学校の高等部へ参りましたのが三千五百八十一人ということになります。合わせまして三千五百八十九人が進学をいたしております。

肢体不自由の養護学校の中等部の卒業生が千八百九十六人で、そのうち全日制へ参りましたのが三十七人、定時制が三人、通信制が七人、合わせまして四十七人でございますが、いわゆる養護学校の高等部へ参りましたのが千三百七十九人、合計千四百二十六人でございます。

それから、病弱の卒業者が千八十人。全目制の高等学校へ参りましたのが三百七十八人、定時制が五十二人、通信制が二十五人、高等専門学校が二人、いわゆる養護学校の高等部へ参りましたのが二百八十二人、合わせて七百三十九人ということになります。

それから、いわゆる特殊学級、中学校の特殊学級の生徒でございますが、これが卒業生が一万一千三百六十四人。高等学校、高専合わせてしか持っておりませんが、合わせて行きましたのが二千百九十五人、それからいわゆる特殊学校の高等部へ参りましたのが三千九百四十五人でございますので、合わせまして六千四百四十人の者が進学をいたしております。

○委員長(杉山令肇君) この際、委員の異動について御報告いたします。

○下村泰君 昨年二月、厚生省の在宅身体障害児、十八歳未満の実態調査でも、一般学校への就学率が五四・九%、三万六千九百人となつておる。

わけてすけれども、この子供たちの進路について何かデータがごいますか。

○政府委員（古村登二君） その子供についての進路についてのデータは持っておりません。

Ｃ＼村泰義 かいというのほとけいうことなんで
しょうか。全然調査してないんですか、それとも
調べる必要がないということなんでしょうか。

ものには抽出調査で比率を出しておりますので、私どもはいわゆる生徒の進路そのものを特定して一つずついきますので、そこでの整合性を持った調査というのはしにくい、できないという感じがいたします。

(「村長」) 厚生省が調査してきて、児童行方不明な子どもとおかしいじやないですか、これ。まあ、別にこれを今差し迫ってそれがないから審議をとめるなんてばかなことは申しませんけれども、この厚生省の方の一般的な学校の方へ五・四・九％、三万六千九百人行っているんですか。

そこで、多様化という点から見た場合、障害を
持った生徒は本当にその多様化からはほど遠い、限
られた世界にいるわけです。地域によつては普通
高校、全日制に入るとこれは大変なニュースにな
るわけですよ、これこれこういう子供がこうい
う状態でこういう学校に入つた。大学へ入つた
らもっと大騒ぎになる。いろいろなコースがある
というのはいはいいことだと思ひますけれど、
も、問題はそれが本当にその人の意思によつて選
択されているか、また、できる状態になっている
かということ。

例えば、訪問教育というのがありますね。これは高校ではないんですけども、本当に最重度で学校に通うことができない生徒にとっては外との交わりを持つ数少ない機会ということになります。

訪問教育は、全国に五千ないし六千人の児童生徒が義務教育課程の中で受けています。養護学校の中でも実施しているのは四百五十五校だけ。それで、ある訪問教師が、以前受けたった小学一年の子で、ある訪問教師が、以前受けたった小学一年の子のことが今も忘れられない。心臓が悪く寝たきりでしたが、自宅を訪ねるといつも笑顔を見せて、人形みたいな子でした。抱いたり絵本を見せてるとにこにこ笑うんです。でも、昨年、六十二年六月亡くなってしまいました。大部分の生徒が高校に進学している中で、なぜ心身障害児だけが差

別されなければならぬのですかと言われていた。奈良県の重度の脳性麻痺の生徒は作詩までできるようになったのに、中学を卒業後は外の世界との接触もなくなり、心身ともに退行したと聞きます。これはよくあることなんです。これ、いつも私は申し上げますが、大

リカから来たエアロビクスの女子の先生がおる。このエアロビクスの女子のコーチがたまたま私の部屋へ来てくれました。それで、脳性麻痺とか障害者とか、そういうふうに体の動かない方たちの前でエアロビクスダンスを踊るんだと。そのとき

私質問なんです。全然体の動かない、けいれんも起こさない、じっとしている障害者がおるんですよ。車いすがありますね。あの車いすが斜めになんてなっている。だから、ベッドと同じですよ。板と同じ。そこへ寝たまま縛帯、いわゆる縛られておる。何にも動かない、目も動かない。そういう子供の前でエアロピクスをやって何の効果があるんですかと聞いたんです。そうしますと、その子供たちの前で動いて、例えば目がちよつとでも動いている物体を追う、目がちよつとでも、あるいは自分も何とかなしてその動きについている、あるいはリズムに乗っているようにする。あるいは、本当に気配がちよつとでも起きればそれはそれで成功な

んだ、この障害者に対するエアロビクスというの
は。ですから、あなたのおっしゃっていることは
私にはわかりませんと逆に言われまして、えらい
恥をかきました。

その方がとにかく障害者のみを集めてエアロビクスダンスを見せますと、本当に中には、脳性の子どもは自分で思わない声を出しますからね、狂生みみたいになります。そういう奇声を発する子どもおおいから、動かない体を動かすように意識して動作をする子もいるそうです。子供ばかりじゃありません。大人の方もおります。そういうことを伺いますと、なおのこと普通の状態、健常者の仲間へ入れておいてやりたいんですね。隔離するとどんどん退化していくんですよ。ですから、心身

とも退行していくというのはよくわかるんですよ。

こういうことを申し上げまして、私、この間実は名古屋の岩倉市へ行ってきまして、問題になっておりましたあの円ちゃんですね。その件について岩倉市まで行って教育委員長とお話もしてきました。何とかひとつその接点を見つきたいと申しましたら私のしゃべった記事を愛知教育大学のあましたら私のしゃべった記事を愛知教育大学のあましたら先生の見て、接点なんかあり得ないと、その先生が。親は親として自分の子供が知恵おくれなんだということを認めるべきだ、知恵おくれと認められて、障害を認めて、その子にそれ以上の負担をかかせるなというような言い方の先生でした。これはやっぱり愛知教育大学の先生です。教授ですよ。人間にはそれぞれの意見があります。それぞれの持っている持論というものもあります。ただ、私もこういう「あゆみの箱」というようなものの運動に関係して今日まで来まして、こういう障害者の方々とお話をし、おつき合いをしている感ずることは、どんな障害の子でも、ある程度こちが裸でぶつかっていきますと、何か反応があるんですよ。何か反応がある。決してないことはない。ですから、先ほどスローモーションカメラだと申し上げましたけれども、知恵おくれの子供というのはまさにスローモーションカメラなんですわね。

けさほどちょっとニュースを見ておりましたら、そのスローモーションカメラの対象になる知恵おくれのお子さんたちが、すばらしいつむぎ織りですかね。つむぎ織りだと思いましたが、けさニュースでやっておりましたが、織物を一生懸命やっている。しかもそれが商品価値のあるぐらゐのてきばえなんですね。これからの子供たちのリハビリをさせながら、そういうものを、手仕事を身につけさせるというのを言っておりましたけれども、文部大臣もそういう小児麻痺のお子さんとかにお会いになったことがあると思ひますけれども、この方たちと会話するのは物すごく疲れるんですよ。普通の方で三分で済む話を聞いてるのに一時間かかりますからね。ちょっと例を挙げれば、わあおうええと、こういう感じですね。それでも本人はしゃべっておるんですよ。これ、長くおつき合いますとわかる。ある程度わかりますよ。一〇〇%までいなくても八〇%わかるんですよ。そういうふうになれるんですよ。ですから、そういう退化させない、前へ少しでも進めていくためには、こういうことが必要だと私は思ふのです。

週二回、二時間ずつでは、義務教育九年間合せても全日教育の一年余り。そのために授業時間の不足を理由に留年させている例もあるわけですよ。わずかな自治体では、独自にいろいろやっています。極めて少ないです。長期欠席、長期入院者の実態もきちんと把握できていません。訪問教育についてはいろいろ意見もあります。それさえも選択できず放置されている。こういった実態を大臣はどうお考えになりますか。また、文部省当局はどうお考えになりますか。わすか数千人の子供のために努力はできませんとおっしゃるのか。ただ、くれぐれも誤解のないように願ひたいのは、基本は通学教育であつて、訪問教育ではありません。できればそうするように教育行政が、可能なことを可能な限りにすべきであるというふうには私は願ひますがどうか。

○政府委員(古村澄一君) おっしゃいますとお

り、かなり重度のお子さんについては、学校へ通えないということ、訪問教育というものを実施している。ただ、いろいろな都道府県の学校を見てみますと、バスを工夫したりいろいろなことをして、なるべく学校へ連れてこようということ、かなり重度のお子さんでも学校へ来てという現状もございいます。そういう努力というのは当然必要でございいます。けれどもなお学校へ来れないという子供さんに対しては、やはり教師が出向いていく、学校から出向いていくということが必要でございまして、それは義務教育段階においては、やはりそういうことをしてでも子供さんに対して教育をしてあげたいということ、訪問教育というものをやってまいりました次第でござい

ます。これについてはいろいろな難しい問題もございいます。したがって、私の方では「訪問教育の指導の実際」といったものを今年度つくりましたので、そういうたもので現実問題、訪問教育に当たります先生方、いろいろな苦労があつて、どうやればいいのかということでも迷つておられる方が多いと思ひますので、そういうた何らかの一助にしたいということ、そういうた指導書もつくり、学校に配付いたしておりますので、こういったものが活用されて、よりよく進むようにということをお願いしております。

○国務大臣(中島源太郎君) 先生のお話を伺つておりまして、心身にそれぞれ障害のある方々はその重度の差はあると思ひます。その中で、今伺つておりました、健康者とかかわりを絶てば絶つほど退行なさるということ、確かにあるのではなからうか。この機会をどのように持つかというところが私どもの一つの使命でございまして、一つの方法としては、交流教育をより充実させるということが必要ではなからうかと思ひます。それ、もちろん今の訪問教育に対する指導書もつくつておりますが、訪問教育を受ける方々ばかりではないんだらうと思ひます。普通の健康者と一緒に行ける方もあれば、あるいは特殊学級で学ばれる方

もありまして、いろいろありましようけれども、できるだけ健康者と交流教育の場を多くしていくことは必要であらうなというふうに、今伺つておりました率直に感じたところでございいます。

○下村泰君 ありがとうございます。またこういう問題はじっくりやらせていただきます。

これで、実は三度目になるんですけども、点字教育書の保障の問題です。普通学校の小中学校でも文部省は難色を示されておるようで、高校だとも一層無理かと思ひます。一方、通信制などは広域ですからスケールメリットもあるわけですから、その意味では逆に可能性も高いのではないかと思ひます。私の知る限りでは、公立高校で、都や神奈川県では、方法は違ひますが、公立一応保障されております。また大阪府では国語や英語は保障されていると聞いております。要点のみの点訳でも十萬もかかったという話も聞いています。大学では、いゝパソコンもできているということですから、実はここにけさです、これ、こういう記事があるんです。

点訳ボランティアの技術とコンピュータの情報処理・保存能力を組み合わせた、新しい点字図書館のネットワークが七日完成した。日本IBM、会社の名前はどうでもいいでしょうけれども、ここが開発したわけですね。

そして、開発されたシステムでは、約二百人の点訳ボランティアが点字用ソフトを組み込んだパソコンを使ってフロッピーディスクに点字情報を打ち込む。このディスクを全国十二か所の端末拠点に持ち込み、そこからオンラインで東京・大手町のホストコンピュータに点字情報を蓄積、専用プリンターさえ用意すればこの端末機からワンタッチで点字が打ち出される仕組み。点字タイプライターを使つて一冊ずつ作られたこれまでの点訳本。新方式では、スピードアップが図られる上、ボランティア団体同士で点訳本の共通利用も可能。おまけに利用料は点字用紙代だけであつて、約三十万人の目の不自由

な人には朗報となりそうだと。こういうふうになつていきます。そうしますと、あとはもう面倒がらずに、文部省が工夫してやつてくださればこういうことは解決していくような気がするんですね。ノートタイカーとか、あるいは手話通訳あるいは教員配置などの受け入れ実態についても、強力に進めていただきたい。普通学校でも学べるチャンスをはきちんと保障して初めて私は多様化ということになるんじゃないかと思ひます。ですから、このことについてひとつこういふ方たちにとつてすばらしい何か御返答ございませうか。その御返答を聞いて、すばらしいなと思ひたらやめます。

○政府委員(古村澄一君) 三回お尋ねでということですが、前とまた同じようなお答えになるかと思ひますのであれですが、結局、今先生お読みになった新聞、これ私もちょっと知りません、そのところはひとつ十分私もどうも何かそういうたことが活用できる道があるのかどうかというのは検討してみたいと思ひますが、まあ子供さんが普通の学校へ入る、いわゆる障害のある、まあ本人自身も負担があるだろうと思ひますが、それを乗り切つていくということ、それからそれを受け入れるための学校側の態勢というものが必要だろうと。やはりそういうことを十分配慮して、とにかく一番先に大臣が申し上げましたように、高等学校の入学の入り口で門を閉じちゃいけませんよと。とにかくその子供がその学校で教育がいただけるかというふうな、真剣に考えてください、そして門戸をあけてくださいというのをお願いいたしておりますので、ひとつそういう点でも都道府県になお一層の努力をしていっていただきたいということを御指導申し上げたいと思ひます。

○下村泰君 この一言でお願いしますから。何か局長も今言ひ悩んでいらつしやるような感じ。本当は腹の中では、してあげたいとは思ひつてゐるんですけども、局長の立場でそんな

こと言っちゃって後でひどい目に遭わないとも限らないからと遠慮しているんだらうと思います。が、おなかの中は読めております、私も。腹芸として承っております。

それで、今お読みしたのは、これはけさの新聞です。局長もおわかりにならないと思いますけれども、民間の方でも一生懸命こういうことができていられるんです。これは文部省としても私は利用すべきだと思っております、できる限りこういつたことを。それで、大臣に一言だけ後ブッシュしていただきたいですね。今後こういつたことをやるかやらないかということだけで結構でございます。

○国務大臣(中島源太郎君) 今点字のフロッキーのお話を伺いまして、いい機械ができた、こう思います。これは目の御不自由な方が点字からあるいは書物、あるいはその他をお知りになるというところは、少なくとも外の社会との、また通常の社会との重要なかわりになるであろうと思っておりますので、せっかくこういうできた機械をどのようにに活用するか最大限の知恵を絞ってみたい、こう思っております。

○委員長(杉山令嬢君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議あり〕異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(杉山令嬢君) それでは、質疑終局に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山令嬢君) 多数と認めます。よって、質疑は終局することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○粕谷照美君 私は日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま提案されました学校教育法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

の三年以上を四年以上と改めました。その理由について、当時文部省は、初等中等教育局長通達で、定時制の課程は勤労青年を対象とする課程で、通常の課程の三分の二の教育をこれと全く同等の程度内容をもって行うには最低四年を要し、強いて三年にすれば教育上、保健上勤労青年のために憂うべき事態を生じ、かえって勤労青年に対して思わしくない結果を生じ、ひいてはこの課程から勤労青年を締め出されることを考慮され、定時制の課程の修業年限を一律に四年以上とするようになったのであると述べています。四年という修業年限は学校の定める教育課程のすべてを終了するのに必要だからこそ決めているのであります。

今、急激な社会経済の変化の中で中学校卒業生の就職率は激減し、高等学校の全日制への進学率の上昇に相反して定時制、通信課程はかつてのようないくつかの分野で学習の場がなくなりつつあるのも現実の姿であります。定時制教育の所期の理念が実現の上では崩れていると言っても、依然として経済的な事情で働かざるを得ない青年が存在しているのです。また、全日制に入らずやむを得ず定時制に入学した場合も何らかの仕事に従事している青年が多いのです。こうした勤労青年にとって一年間の修業年限短縮は学習上物理的な負担となり、教育上、保健上思わしくない結果を惹起しな

いという保障はありません。

法律は一年間の修業年限の短縮を可能にする措置の一つとして技能連携の拡充を挙げています。このことは勤労青年にとって意義のあることとは考えられても働いていない生徒に対しては同じ意義を持つものではありません。高等学校で学ぶ生徒を高等学校以外の教育訓練機関に追いやることであり、高等学校教育の変質とも言えるものであります。また、同一の学校で三年で卒業できる者、四年かかって卒業する者というようなコース分けが教育的であるかどうか疑問であります。

以上申し上げましたように、企業優先となりがちで高等学校の主体制が失われ生徒の進路の多様

性を阻むおそれのある本法律案に対して反対の意見を表明し、討論を終わります。

○林寛子君 私は、自由民主党を代表して、学校教育法の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行います。

高等学校における定時制、通信制教育は、これまで、勤労青少年に対し高等学校教育の機会を確保するものとして、極めて重要な役割を果たしてきており、高く評価されるべきものと考えます。

しかし、一方、近年における全日制課程への進学率の上昇に伴い、特に定時制の生徒が減少するとともに、通信制を含め、生徒の入学動機や学習歴などが多様化してきております。また、全日制を初め高等学校全体について、極めて多様化している生徒の実態に必ずしも適合していないという問題が見られます。

このような状況にかんがみ、今後、高等学校教育の多様化、弾力化を図ることが極めて重要であり、特に、定時制、通信制教育については、生徒の実態を踏まえ、その学習負担の軽減や学習意欲の向上を図る等の観点から、さまざまな改善を図る必要があります。今回の改正案は、その一つの方策として極めて重要なものと考えます。

まず、修業年限の弾力化については、修業年限が四年以上と定められているために、三年間で卒業に必要な単位を修得しているが、卒業できずにいるという実態が今日においても既に生じており、このことが定時制高校、通信制高校を敬遠させている面があるのではないかと考えられます。その意味で修業年限の弾力化は一日も速やかに措置すべきものであります。

なお、この修業年限の弾力化について、勤労青少年が学習することが困難となるのではないかと懸念する意見もありますが、今回の改正は、今日の生徒の実態等にかんがみ、特段の支障がないと認められる者については、三年でも卒業し得る道を開くところにその趣旨があるのであり、そのような問題は生じないものと考えます。

また、技能連携制度については、定時制、通信

制の課程に学ぶ勤労青少年の学習負担の軽減と、それら生徒の職業教育分野における実践的な技術、技能の修得の二点において制度発足以来、成果を上げたものとして評価するものであります。

今回の改正案は、指定の基準は従来どおり国が定めることとしてその水準を担保しつつ、技能教育施設により近いところにある各都道府県において施設の実態を踏まえた運用がなされるものと期待されるので、国と地方の役割分担の見地からも極めて妥当な案であると考えます。

以上の理由で本案に賛成するものであります。が、最後に、高等学校における定時制通信制教育の振興が図られるとともに、学校教育が一層発展充実していくことを期待して討論を終わります。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産党を代表して、学校教育法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

まず、反対理由に先立って指摘しなければならぬのは、本法案もその一環として進められている臨教審、教育改革が中曽根内閣のもとでリクルート疑惑など金権、腐敗にまみれたものとして推進されてきたこととあります。現に、この疑惑の中心人物である江副氏は教育課程審議会委員、大学審議会委員等に任命され、また当時の森文相や高石文部次官などは未公開株の譲渡で莫大な利益を得ている事実があります。子どもに真実を教えることを旨とする教育にかかわる汚職の疑惑であり、「真理と正義」をうたう教育基本法の基本理念からも、父母、教師、国民に対して事の真相を明らかにすべきであります。

今次国会の中心任務であるこの疑惑の解明も十分にされないまま、しかも、本法案を参考人の意見聴取もせず極めて短時間の審議で採決することに対して、まず我が党は強く抗議するものであります。

次に、本法案の内容であります。第一の反対理由は、全日制高校と定時制、通信制高校は同等の教育内容、水準を保障するとした戦後の高校教育の基本理念、制度を根柢から崩し、定時制、通

信制高校に新たに単位制高校も結びつけて全日制高校より低い教育水準を押しつけようとしている点であります。

定時制、通信制高校の三年間でも卒業できる道とは、専修学校、各種学校での履修を初め、社会体育活動や家事労働まで体育や家庭一般の単位の履修として認め、特別教育活動については自主参加を認めるという技能連携や実務代替を拡大しようとするものであります。

それは、教師と生徒、生徒同士の対話、融れ合いを通じての人格の向上という教育の営み、科学的で系統性を持った教科の学習を放棄させるものであります。同時に、三年間コースの生徒は、勤労と過密な学校スケジュールのために、健康の破壊さえ危惧されるのであります。

第二に、後期中等教育の多様化、能力と適性の名によって高校の複線化をさらに押し進め、一層受験地獄の教育荒廃をもたらすことは明らかであるからです。

勤労青少年、全日制高校に希望しながら進学できなかった子供たちや高校中退者に三年で卒業できる安上がり高卒コースを推奨しつつ、もう一方でエリートのための六年制中等学校、全日制高校の無学年制、そして修業年限の弾力化と称して一部高校の専門教育強化の四、五年制を進めようとしています。

希望するすべての子供に国民的教養の基礎を身につけさせるという戦後の高校教育の基本理念をかなぐり捨てて、政府、財界の産業構造転換の政策に見合った多様な労働力の養成を目指す政策的なものであり、教育荒廃をもたらした高度経済成長期の高校多様化政策の誤りを再び繰り返すものであります。

最後に、本法案は勤労青少年の新たな勤務の実態に合わせるのか、高校中退者の救済策、また生涯教育の一環などと提案説明していますが、この高校教育改革は、定時制高校の施設設備の改善、働きつつ学ぶ権利の具体的保障、全日制を希望しながら定時制に来る子供たちをなくすための高校

増設、中退者等を出さないための詰め込み学級定数の改善など、基本的な教育条件の整備充実には何らかたえるものでないことを指摘して討論を終わります。

○委員長(杉山令肇君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山令肇君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

学校教育法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山令肇君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、粕谷君から発言を求められておりますので、これを許します。粕谷君。

○粕谷照美君 私、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、高等学校教育の重要性にかんがみ、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

一 定時制・通信制課程の修業年限の弾力化に当たっては、勤労青少年の負担の過重や教育水準の低下をもたらさないよう、特に健康保持に留意すること。

二 技能連携制度については、学校教育法に規定する高等学校の目的に即した適正な運用に努めること。

三 定時制・通信制課程の教育の充実を図るため、単位制高等学校等の教職員定数、施設・設備などその条件整備について、所要の財政措置を速やかに講ずること。

四 定時制・通信制課程の制度創設の趣旨にかんがみ、今後とも勤労青少年の修学奨励策の充実を努めること。

五 第四次公立高等学校等の学級編制及び教職員定数の改善計画について、その計画期間内達成を図るとともに、その後の改善計画について検討を進めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(杉山令肇君) ただいま粕谷君から提出されました附帯決議案を議題として採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(杉山令肇君) 全会一致と認めます。よって、粕谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中島文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。中島文部大臣。

○國務大臣(中島源太郎君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(杉山令肇君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山令肇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時二十分まで休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(杉山令肇君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお

諮りいたします。

教育、文化及び学術に関する調査のため、本日の委員会に日本放送協会営業総局副総局長大森啓君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(杉山令肇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(杉山令肇君) 教育、文化及び学術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○安永英雄君 リクルート疑惑は今やもう疑獄と、こういった様相を呈しておりますし、国民のこの問題についての政治不信、あるいは言いかえると私は教育不信と、こういうふうな風潮がもう今や全国の国民の皆さんの胸の中にわいてきておるといふ状態であります。私は、時間もありませんから、特に文部省に関する、いわゆる前文部事務次官の高杉邦男氏が現職時代に本人名義でリクルートコスモスの未公開株を一万株譲渡を受けていたことを明らかに本人もいたしました。六千株を六十一一年十月の店頭登録直後売却をしておる。残り四千株は現在も保有をしておる。本人は名義だけを、本人名義になつておるわけですから、記者会見等もやつておるといふことを報じられている。まず、こういった問題について、午前中もちょっとお触れになりましたけれども、こういう事態についての文部大臣の所信といえますか、所見をお伺いしたい。

○國務大臣(中島源太郎君) 安永委員御指摘のリクルート非公開株の譲渡を文部省の前事務次官高杉邦男氏名義で奥さんが購入をされておったという事実につきましては、私はそれが本人であつた夫人であつた、大変慎重さを欠いた行為としてまことに残念に考えております。特に文教行政を誠心誠意進める上におきまして、各委員の皆様方にも大変

諮りいたします。

な御熱意を持って取り組んでいただいております、こういう時期であればこそ、なおこの慎重さを欠いた行為は残念至極と言わざるを得ないわけでございます。私としては、さらに御本人から事情聴取をいたしますとともに、省内に對しまして厳正な職務の遂行をいたしますように、事務次官、官房長に指示をいたしました。去る四日に、省内におきましては課長連絡会、それから局長会議を相次いで開きまして、その旨を徹底せしめたところでございます。

○安永英雄君 これ、現在のリクルートを見る目からいけば、大臣が残念でございます。これは済まない問題だと私は思う。あくまでもこれは解明しなければならぬ、徹底解明をしなければ、これは国民も納得しないし、子供たちも納得しないというふうに思います。

そこで、川崎市の助役がリクルートコスモスの株を受けた、譲渡されたというところ、これが発端になって出てきたわけでございますけれども、それが六月ですね。このころからもう既に森元文部大臣の株の譲渡ということも明らかになって表に出てきた。当時から大体江副氏の身辺をめぐる文部省との関係、問題というものはもう既にささやかれておったわけです。我々は、既にこの川崎の問題からもう今四月以上たちますけれども、もう既にこれは終始この文部省との関係、これがささやかれておったわけですから、この点についての文部省の実情調査といえますか、内部の調査、こういったものについてはどういう形でやられましたか、この間、長い間。

○政府委員(加戸守行君) 問題となっております江副氏が教育課程審議会の委員、あるいは大学審議会の委員に発令をされているということが一つの関係ではあるかと思えます。この事柄につきましては、文部省内におきましてそのような江副氏選任についての特別な指示等はなかったというところは、高石前次官から再度にわたって確認をさせていただいておるところでございます。それから、文部省内部の幹部、あるいは既に退職された

方等につきまして、リクルートコスモス株を購入していないかどうかという調査はさせていただきます。

それから、リクルートが、文部省との関係におきまして、いろいろな活動という点での御意見もあるわけでございますが、現実には教育界におきまして例えば「リクルートブック」の配布とか、あるいはいろいろな情報提供活動が現場との関係あることは事実でございますけれども、文部省の行政自体と結びつく事柄ではございません。そういった点は特別な調査というわけではございませんけれども、その認識は把握をさせていただいたという状況でございます。

○安永英雄君 そういった調査をやつて、そういう事実はない、行政上の問題はないと、こう言いながら、はつきり今度出てきたわけですね。特に森元文部大臣、それから今度の高石前次官、そしてしかもそれははつきりと、当時文部大臣も次官もこれは三万の株、あるいは一万の株というのをはつきり譲渡を受けたと。本人とか秘書とかいろいろなことを言っておりますけれども、他のものに加えてこれは本人の名義上どうなっておるか、そういうことがわかったとすれば、今までの文部省の省内における事実調査というものは、これは実にずさんだったと私は思うんです。そういった関係で、事実上文部省の方でそういったことがわかった、いろいろな調査をしておいたけれどもなかったというのはいつですか。

○政府委員(加戸守行君) 高石前次官の奥様が高石前次官名義でリクルートコスモス株を購入されたという事実を文部省が知りましたのは、十一月三日の一部新聞報道を拜見してからでございます。直ちに連絡をとらしていただきました。そのときに高石前次官の方からは奥さんがやった行為であるといえ、このような結果になって結果的には文部省をだましたことになった、大変申しわけないというお話ございました。いずれにいたしましても、高石前次官のお話によれば、株の運用その他は奥様が一切行っていたらうでございます。

まして、それを承知することができなかったという点につきましては文部省には釈明があった次第でございます。

○安永英雄君 非常にあずのきれないあれですね。先ほどは大臣は省内において局長その他で厳重にとかく自粛するようにとか、あるいは内部を固める、こういったことをしたとおっしゃるけれども、事実調査の問題になってくると実にあいまいなんです。

例えば、新聞報道を見ますと、これは退官された方でもあり、こちらから呼び出す立場ではない、東京においてになる機会があればお会いして調べましょうとか、また高石氏個人は福岡で選挙の盛んに今準備運動をやつておられるわけですから、本人が記者発表したところでは、文部省としては事務的に実態を知りたいので報告してほしいと言つてきておられるけれども、軽く、文部省の庁内の事実調査についてはなめ切った態度ですね、これ。とにかく文部省に、官房長に電話かけて話をしたところが、文部省としては事務的に実態を知りたい、報告してほしいと、こういうふうな言つてきたぐらいいと、こういうふうな言つてきたところを見ますと、実に文部省内部における起つたその場所の事実についての調査、こういったものについては非常にまどろっこしいという感じがしますが、今後、まあその前に聞きましたように、二日ですか、今日まで一万株が渡されたという、今日までのこの事実調査について、本人に対する事実調査どうなされましたか。

○政府委員(加戸守行君) 報道を拜見しました十一月三日早朝は、電話で事実関係、ある意味では簡単な事実関係の確認をさせていただいたということでございますが、その後、大臣等の御指示もございまして、私どもとしても高石前次官にできる限り早く東京へおいでいただく機会があれば事情聴取したい、御都合をつけていただくようお願いしておいたわけでございますけれども、十一月六日の日曜日の夜でございますが、急遽御

都合をつけていただきましたとして東京へおいでいただきましたので、阿部事務次官と私とで本人から直接二時間程度事情をお聞かせいただいたというところでございます。

なお、その際におきます確認いたしました事項とは、既に三日の早朝、電話で確認しました事項とはほぼ同様でございますが、内容的に変わりましたのは、残り四千株を生涯学習振興財団へ寄附したいとおっしゃっていましたことにつきましては、法令上の問題等もあるのでこれは取りやめて、他の公益目的のために使いたいという点が、三日と六日の事情が変更、異なつておられる一つでございます。

○安永英雄君 六日夜、どこでだれとだれと会つて、場所もどこでやつたんだ、そして、その内容をもう少し整理してください。前のこととか前のこととか言つたつて、これ、新聞読みなさいという意味ですか。もう少し整理して話してください。

○政府委員(加戸守行君) 本人から直接事情をお聞かせいただきましたのは、十一月六日、日曜日の夜七時二十分から九時二十分まで約二時間におたりまして都内の某所で話を聞かしていただきました。その場合、お聞きしましたのは阿部次官と私、官房長でございますが、そのほか数名の記録係といいますが、整理係で陪席させていただいております。

確認させていただきました内容は、リクルートコスモス株の購入をした時期が昭和六十一年の九月ごろであるということ、購入した株は一万株で、一株三千円で購入をした、その場合の紹介者はリクルートの関係者で、奥様はだれかを覚えていないということでございます。なお、江副氏より直接話があったということは全くないということでございます。

購入しました動機は、御夫人の方が以前から株をやつて興味を持っていたらというところが動機のようにございますけれども、それから六十一年の十一月ごろ、株が値上がりいたしましたので、六千

株を一株五千円強で売却をされました、融資を受けておりました借入金元利相当分はその際返却、返済したということでございまして、残り四千株は現在保有中である、またその株券につきましては奥様が保管をされている、こういったような状況でございます。

それからなお、審議会委員発令関係につきましてもお聞きいただきましたが、江副氏を選任するようというような一切の指示は行っていない、下から積み上がってきたものについての了承を与えた、そのような状況でございます。

○安永英雄君 依然として、家内が私名義でやったことで、私は知らないと言う。ほかにも秘書名義でやったことだから私は知らないと言う。今はそういう方向で皆すり抜けようとしておるわけで

すけれども、しかし普通の社会生活ではこういうことは通らないですよ。これはもう一般の国民の皆さんは責任転嫁だとはっきり受け取っておるわけです。普通の人間の感覚ということでは、常識外であります。こういった点について官房長、どう思いますか。お会いになって、依然としてやはり妻名義なんだ、妻が私名義で勝手にやったことなんだということについての調査といえますか、立ち会ったときのあなたの考え方、印象はどうですか。

○政府委員（加戸守行君） これは高石家の財産運用につきましては、すべて奥様がなさっていたようでございます。もちろん印鑑等も全部奥様にお預けになっておられるわけでございまして、そういった以前から奥様が株をなさっていらつしやう。そして、どのような株を買ったり売ったり

されてゐたのかは御主人自体も御存じないような状況でございまして、そういう意味では高石家の家庭状況としては当然あり得ることであらうというような感じで私どもはお話を承つたわけでございます。

○安永英雄君　そういう感覚で立ち会って本人調べたって、そしてそんな印象を受けましたなんて、そんなことでは文部省内におけるこの調査な

り今後の自粛、立て直し、できませんよ。

そこで、高石前文部次官は中曽根内閣当時の初中局長、あるいは森文部大臣の当時の初中局長とか次官をしておったというわけであります。江副氏との関係も昔からということで、十年という活字もちょっと載ったこともありませうけれども、知っておる、こういうことであります。資金の面倒をすべて見てもらつて、そして店頭登録直後に、値上がり時に売却する、手元なしのこれは大もうけであります。これはもう通常の経済行為というふうには思えないのであります。株式の形をとつておるけれども、現金をこれは贈与した、こう見るのが当然と思うんですけれども、この点について官房長、会つたとき、この問題に触れま

○政府委員(加戸守行君) 奥様のお話を高石前次官からお伺いをしたところによりますと、購入の時点で、店頭公開されれば値上がりするであろうという予測を持たれたわけでもございますけれども、そういったことを期待されたことは奥様としてもあったのではないかと思います、いずれにいたしましてその時点で購入されましたものを二月後に売却したことは事実でございますが、残りのいわゆる元利償還したあとの株につきましては、それはその時点でも売却できたはずでございます。

ますが、奥様のお話によれば安定した株主として
なお四千株は持っていたということで、保管を
なさっていらつしやるというぐあいにお話を承つ
たわけでございまして、決してこの株によって一
もうけをしようというような意図ではなかつたよ
うにお話を聞いております。

○安永英雄君 本人が言ったことをそのまま伝えろと私は言っていない。官房長がどう受け取ったかということなんです。官房長は全く高石氏の発言をそのまま受け取って、そのとおりだろうと、そう思うという印象を受けたというふうに私はとるん

ですが、どうですか、それ。

○政府委員（加戸守行君）　ここでは簡単に御報告申し上げておりますが、事情聴取に際しまして

は、私どもなりに疑問を持っていた点は疑問としてお聞きさしていただいたわけでございます。それはやはりそのときの、奥様がどのような心境、考え方でこういった株を購入されるようになったのか、あるいはその運用をどのようにお考えになっていたのかというの、それぞれその方々の個性によって違うであろうと思いますし、私が株を売買するという感覚と高石前次官の奥様が株を売買されるという感覚とは若干の違いはあるのかなど、そういう感じはいたしました。

○安永英雄君 私の質問は多少あれかもしれませんが、これは司法当局が最後は結論を出すだろうとは思いますが、しかし、やっぱりもう少し突っ込んで本当にあなたの感じといいますか、検事になれとは私は言わないけれども、少なくとも

もそういうところは明確にとつて判断、指示をやらないと、大臣も狂いますよ、どこでやったか知らないけれども。そんな報告をあなた恐ろしくしたんだらうと思うんだけど、そんなことを重ねていきよつたらまた出ますよ、これ。この点は私は、まあ今のは聞かないことにしておきます。あなたの個人の感覚を聞いたのが間違ひだったかもしれぬ。

そこで、問題はそれが職務権限という問題にどう触れていくかというのが、これが私ども自身も

別に捜査権を持っておるわけじゃないけれども、国会の調査権において私どもは明らかにその範囲でやらなきゃならぬというふうに私は思うんです。その点でもう明らかなのは、何といっても江副氏が教育課程審議会の委員、そうして大学審議会委員に、この高石氏がそれぞれ局長あるいは次

官、この時期になっておるといふことなんです。そこで、私はお聞きしたいんですが、高石氏は下から上がってきたもので、私はただ判を押せば済むんだというふうな言い方を盛んにやっているように思いますが、そもそもこの審議会の

委員というものについての選考といいますが、法
規上は文部大臣が決める、そして内閣の承認を得
るというふうになっていますけれども、大臣が決

定されていくまでの間のいわゆる操作といえます

か手順というか、これはどうなっていますか。

○政府委員（加戸守行君） 審議会の委員の選任につきましてはそれぞれ審議会ごとに根拠法令がございます。その法令の規定に従いまして選任をするわけでございますが、事務的な手続から申し上げますれば、一般的にそれぞれ担当します原局におきましてリストを設け、そして候補を絞りました、絞り切った候補を次官、大臣と上げていきまして了解を得る手続をとられるわけでございます。その段階におきまして、一般的には局の中でそれぞれ担当課が作業するわけでございますが、その積み上げによりまして局としての意思が固まったものが次官、大臣に上がっていくという形でございますので、大学審議会委員のケースにつき

ましては、原局から上がつてきました案につきまして、江副氏がもちろん当然入っているわけでございますが、それに決裁をしたという形でございます。

一方、教育課程審議会の委員のケースにつきましては、次官、大臣に上げる前段階で初等中等局内での作業があったわけでございますけれども、高石前次官のお話によりますれば、教育界だけではなくて財界、文化人など幅広い観点から人選するという局の方針を局議等であつたと思ひます。

立てられまして、その基本的な考え方にに基づきまして事務的に人選が進められてリストアップがなされたということでございます、この際江副氏を入れるようにというような指示等は行っていないというぐあいにお聞きしているとところでございます。

○安永英雄君 審議会の、特に大学審議会あたりの選考というものは、これはその課長とか局長とかそれを経ていくわけでしょうけれども、今もちょっとお触れになりましたけれども、例えば大学審議会であれば、私学の例えば私学協会とか私学連とか、あるいは国立大学であれば国大協、ここらあたり非常に教育関係では多いですが、一つのブロックを指定して、そして産業界もありましょ

う、あるいは近いところの関係官庁というぐあいもあるかもしれない。まああるかもしれないと私が言っているのは、今まで大体的に知っているとこを言っているわけだ。そういう形にしておいて、そして例えば私大協に、あなたのところから委員を二名出して下さいと、こうなれば、その二名を私大協が受けて、そして私大協の中でまた話し合いをしてこそこの形をとって、末端の大学ではその委員を出すときには、その大学では選挙しているところがある。選挙というところもありますが、ほとんど選挙をしてこの人を審議会委員に推薦するという形をとって、それがあなたのところの手元に来るわけだ。そういった場合に、この際江副氏はどのグループなんですか。範囲はどこですか。

○政府委員(國分正明君) 大学審議会委員の任命手続の問題でございますが、先生お話しのように、時によつては幾つかの団体に推薦を求め、その推薦を参考にして委員をお願いするというケースがございます。例えば、現在なくなつておりますが私立大学審議会というのがございまして、これに基づいて任命する、こういう手続もございまして、それから、これも従来ございました大学設置審議会というのがございまして、これについては法令上規定はございませんけれども、それぞれの私学団体等からの推薦というものを参考にして任命する、こういうのがございます。

しかし、大学審議会につきましては、私学団体あるいは国立その他の大学団体等からの推薦という手続は一切やっております。文部省内部で、特にたしか本委員会における附帯決議の中にも、大学審議会の人選に当たっては広く社会人も考慮しろというふうな附帯意見もちょうだいしていたというふうな記憶しておりますが、大学人それからいわゆる社会人半々くらいということをもとに任命した次第でございます。

○安永英雄君 それはわかつていふんです。しかし動かないグループから出てくる仕掛けに大

体なっているんです。あなたが言つたようなものもあるんですよ。これは新聞関係を表してとか、あるいは法務関係を表してとか、こういうふうにして大学以外の人も入っている。入っているのに江副氏はそういう形に入つてきている。だから、上がつてきたときに整理をし、特に注目すべきは、こういったところの人が審議しなきゃならぬところだ。あとはもう任したんだから、そこら確実になつてきているんだから、その問題がない。ところが、江副氏みたいな形でリクルート社というところから出てきている。これは理由は聞きたくないんですけれども時間がありませんが、例えば教育課程審議会では、中学校の職業指導というふうに関係しているからというふうな理由をつけて出てきているけれども、特に取りまともをして局長から次官へ上がるとき、このところ一番気をつけなきゃならぬ。

判を押すにしても、大体決まつたコースで上がつてくる人はこれはもう一任しているんだから間違ひはない。こういった外部から来た人、これは十分に判を押すときには見るはずだ。これは話に聞くと、この江副氏が入つてきたことによつて、大学の学長が委員に当然ならなきゃならぬのがはねのけられたという話は聞くんだけれども、これは相当江副氏を入れるときには無理に入れていまして、これは入れているんです。そういう形で上がつてきたものを局長がつくつて、まとめて次官に持つていって、次官が判を押すときにそれを見ないことはないし、それから、この次官そのものが十年も前から江副氏はよく知っているんだ、これが上がつてくるというものを、このところ全然そういうものは知らないで判を押して、下から上がつてきたものをそのまま私は上に持つていった、大臣に持つていったんです。こういう言いわけはきかない。ここには作用があるんですよ、何か。この点はどうですか。

○政府委員(國分正明君) 先ほどもお答え申し上げましたように、大学審議会の委員につきましては団体から推薦を受けたというふうなことをやっております。したがつて、江副氏についてリクルートから上がつてきたとかそういうふうなことはしないわけでございます。

○安永英雄君 ここが一番問題なんですけれども、しかし少なくとも総理大臣、これは中曽根さん、リクルートから入つてきている。森さん、これ三万株ももつておる。次官、これが一万株ももつておる。役者はそろつていないですか。次官から大臣へ、大臣から総理に、これは相談しなきゃならぬというその過程にも、これだけそろつておるんですね。私はこの委員の任命については、どうあなたが今みたいな答弁であらうとも、少なくともそのルート、職務上のルートにおける手を渡つていったという事実これは否定しませんが、次官のところを飛び越して、次官と関係ないんです。この流れの中で起こつたものだということを私は是認されるんじゃないかと思ふんですが、どうですか。

は団体から推薦を受けたというふうなことをやっております。したがつて、江副氏についてリクルートから上がつてきたとかそういうふうなことはしないわけでございます。

○安永英雄君 ここが一番問題なんですけれども、しかし少なくとも総理大臣、これは中曽根さん、リクルートから入つてきている。森さん、これ三万株ももつておる。次官、これが一万株ももつておる。役者はそろつていないですか。次官から大臣へ、大臣から総理に、これは相談しなきゃならぬというその過程にも、これだけそろつておるんですね。私はこの委員の任命については、どうあなたが今みたいな答弁であらうとも、少なくともそのルート、職務上のルートにおける手を渡つていったという事実これは否定しませんが、次官のところを飛び越して、次官と関係ないんです。この流れの中で起こつたものだということを私は是認されるんじゃないかと思ふんですが、どうですか。

な、まあ他の方はなかなか疑念の解明は難しいと思ふけれども、高石君の問題については、文部省関係の問題については、職務権限と委員に任命したという、これは一番ひついている。この点について疑いを持つというのには、間違ひないというふうに私は思ふんです。そこらあたりを私は文部省としてしっかりと、今みたいな答弁じゃなくて、しっかりとそこを据えて私は部内の調査をやらなければこれは解決できない。これは司直の手も入りましようけれども、私も国会の、議院の調査権というものを発動して私は徹底的にやるつもりで思つています。

そこで、ここで一つお聞きしたいのは、一つはリクルート社の文教分野の業務とかかわりのあるところというの今さっき調査をされたとか何とかいう話をちよつとされましたが、これはどういふことになつていいますか。

○政府委員(國分正明君) 高等教育局関係で申しますと、リクルート社、各社の情報を扱い、特に学生の就職等に関しまして、例えば「リクルートブック」というような就職広報誌を出しているわけでございますが、文部省がリクルート社に対して許認可権を持つとか、あるいは当該会社を監督するとか、そういう立場にはないわけでございます。ただ、学生の就職というところでございまして、リクルート社が大学に対して就職情報を提供するという限りにおいては関係はある、こういうことは言えるかと思ひます。

○安永英雄君 先ほど言われた、提供するというところが問題なんだけれども、このリクルート社の三十二年の創業当時から、この新卒大学生向けの企業の新採集集広告誌、これをまず出した。今日では「リクルートブック」というのが出ていて、一般大学生向け、有名大学生向け、高校生向け、高専生向け、各種学校向け、これが今あるわけだ。これは企業から広告をとつて学生、生徒に無料配付、一般には学校を通じて配本するが、一部有名学校の学生には無料で送付する。その名簿つくるときに、今提供と言われたけれども、これは

大学当局から入手しているんですよ。この点について文部省としてどう思いますか。

○政府委員(國分正明君) リクルート社に限りませず、就職情報誌約三十社くらいあるというふう聞いておられるわけですが、それぞれの大学に配付するわけでは、基本的には配付を希望する学生が当該出版社に申し込んで、そしてその出版社から学生に直接送付するというのが原則であるわけではございます。ただ、その送付するに当たりましたの学生の氏名あるいは住所というものを出版社として把握する必要があるわけではございますが、それにつきましてはさまざまな方法がとられておるといふふうに承知しております。例えば一般的な広告という形もございまして、あるいは学内にそういう掲示をするという場合もありまして、あるいは就職ガイダンスというふうなときに申込書が配付されるという場合もありまして、あるいは大学によつては学校に申込書を置いておくというふうなケースもございまして、それはさまざま各大学の判断によつて行われておるといふふうに承知しております。

○安永英雄君 今の答弁聞いていますと、文部省はこれについては関係ない、各大学がやられることだ、御自由という話ですが、これはやっぱり就職広告雑誌とか、それから進学広告誌、これを学校を通じて配本する、これは学校がやられることでございまして、これは学校がやられることではないか、指導方針がなけりやならぬのではないですか、これは。大学だからこれはもう大学がやられることというふうな文部省がみなすならば、これは便宜供与ですよ、もうはっきり言つて、消極的に自由にと、こう言つたらこれは便宜供与です。既にそういう芽はここにあるんですよ。

これはかつてリクルート社が学生名簿を転売するという事故を起こして問題になったことがありまして、問題になって、文部省はどういう見解かと聞かれたときには、それは各大学のおやりになることで私も知りませんということにはいかなかったでしようが。文部省の態度を出さなきゃならぬ。初めてそういうことが出てきたときに、文部省はそういうことはやっぱり教育上いけません、そういうことを常に指導しなきゃならぬのに、今言つたように大学のおやりになることだとすれば、リクルート社の方はこれは商売ですから、徹底的に自由に大学の中に入つてくる。文部省は何もそれについては示さないということになれば、それは文部省は常にとにかくリクルートの売り込み、これは便宜供与を圖つておると言わざるを得ないんであります。

もう私は余り時間がありませんから、もう少し進めてみたいと思つていますが、スーパーコンピュータ研究所の構想について文部省は知つていますか。

○政府委員(川村恒明君) お尋ねの件は、リクルートが社内の組織として持つておりますスーパーコンピュータ研究所のことであらうかと思つてますけれども、リクルートが会社の内部組織としてスーパーコンピュータ研究所というものを昭和六十二年の四月に設立されたというところは承知をしております。これはスーパーコンピュータに関する基礎的な研究でございまして、その利用技術の向上とか、そんなことで社内の組織としてそういうものをつくられたと、こういうふう承つております。

○安永英雄君 スーパー研究所の内容は、日米の大学と企業の研究所をネットする共同利用研究機関というふうな構想を練つてどんなに進んでいるわけですか。この点が私は非常に問題だと思つたのか、民間の研究機関というものについて、はつきり言えば、民間の共同利用研究機関、スーパーコンピュータ研究所というこの共同研究機関と総合研究大学院大学の将来展望とは非常にかわりがあるというふうな私は思ふ。これは、さきの国会でこの大学院大学の問題、ここで審議して、私も反対をいたしましたけれども、押し切られて、これが通過をして成立しておるといふ状態なんです。そこで私は、その当時から、この大学院大学というもので、民間の共同研究機関というものとこれとの連携というものが常に出てくるし、後で私は言いますけれども、これに江副さんが大学審で関係をしておるといふふうに私はにらんでいるわけですよ。

なぜ江副氏がほかの大臣と違つて三万株もやつたのか。労働省の加藤事務次官は、一千株と言つていたけれどもあと二千株出て三千株というところを言っている。高石氏は初めから一万株、一万株というのをちよつと私は調べてみましたが、一万株もらつておるのは大体政界でも大物ですよ。これは大物ですよ。ちよつと言つてみましようか。一万株クラスは、これは宮澤大蔵大臣、加藤六月前農林水産大臣、渡辺前官房副長官、これに肩を並べて高石邦男と、こうなつてゐる。これは次官クラスに対策したとすれば、これはちよつと労働省とけたが違ふんですよ、加藤君とはけたが違ふんですよ。それだけに何かを目的として私はリクルートの株を譲渡したというふうに思ふし、何をねらつてそれをやつたのかというところ、ここに問題があつて、ごく最近私も押し切られて通過したこの総合研究大学院大学というものの中、彼の意向が十分入つてゐるんじゃないか、これらの関係を私はそう見るが、どうですか。

○政府委員(國分正明君) 江副氏が、先般御創設をお認めいただきました総合研究大学院大学に何らかのかわりがあったというふうなことは、私も一回も聞いたことはございせん。

○安永英雄君 ないと云つても、あの審議の中で我々は何回もその点を指摘したんですよ。時間があつたから、かいつまんで言いますよ。

この大学の共同研究機関の国際交流について、これまでの実績を生かして、広い視野に立つて諸外国の大学、研究機関その他いろいろな研究機関と民間の研究機関とつながりを持つて研究をしていくというふうなことも、あのときに論議になつておる。私は江副さんの影を見らるんですよ、ここに。笑える話じゃないですよ。何であの人が文部省をねらつたのか。どこをねらつたのか、私はここだと思ふんですよ。私はここだと思ふんですよ。例えば、この中で、私もいぶかしくて何回も聞いたけれども、「管理運営」の中に「大学の運営について広く学外の有識者の意見を反映できるよう「参予」若干名置く」と。これは問題にしたところですよ。民間の者が国立の大学院大学の運営について民間から入つてくる。あのときも質問したけれども、それと一緒に資金も入つてくる、そしてとにかく最高クラスの大学院大学をつくらうと。だから、あなた方も調べたと思ふんだけど、これが法律で通つて、各産業、企業というものこの大学院大学に目を向けるのは異常なものがありますよ。この大学院大学に対していわゆる援助をし、研究をそこでやつてもらおうという、あるいは研究者の優秀な者をもらおうという、そういう形での目利きの目、とにかくどういう研究の成果が出るのか。これは育てなさいかぬと、こういうことで民間がとにかく最高の大学院大学の研究についてウの目利きの目で見えておるところです。これはもうあの当時も言つて、あなた方も否定しなかつた、民間の関与ということ。ここあたりは、私は江副さんがあれほど力を文部省に入れてゐるのはここだと思ふんですよ。例えば統計科学、構造分子科学、機能分子科学、ここあたりは、現在江副さんが構想しているの何といひますか、リクルートの将来展望の中にはつきり入れて彼はたいばりて、先ほど言つたようにこの民間のスーパーコンピュータ研究所、こういうものをつくつておるんですよ。そして、ここにアメリカの海軍大学の大学院を出たラウル・メンデスという助教教授を所長に招聘しておる。そして日米の大学及び企業の研究所という共同研究機関の構築を今一生懸命にやつてゐるんですよ。これはあの江副という人の自分の職業とか情報産業というのか、これにかけた情熱というのはここに入つてゐるんですよ。これと私は非常に関係がある。何のためにあれだけのものを他と違つて多くつぎ込んでゐたのか。無理して人を

はねのけてでも、あるいはいろいろな知り合いをつくって委員の推薦という行為の中に自分が入るように一生懸命に努力をした。言ってみればここに私は目的があった。少なくとも文部省におけるこのリクルート問題の私は根源はここにあるんじゃないか。

私は後でも時間があれば言いますけれども、消極的な今さっきのような学校の中で学生の名簿をつくって見ぬふりをする、あるいは学校の名簿というものをどろんどろんリクルート社がついてくことは問題なんだけれども、わかったときにはそれはけしからぬと言わなければならない。リクルート社がつくるあの就職その他の仕事上の資料というものはどろんどろん出ていく。一企業のためにですよ。そしてリクルート社の方は、他の企業はほとんどぶつぶつして、ほとんど学校との接触はリクルート一社になつていっているんですよ。私は、そういう目の前の利潤追求といいますが、それも一つはあったであらうけれども、私も残念ながら審議して成立させた、ここに私は江副さんの最大の力を置いた潜り方じゃなかったのかというふうに私は考えるんです。どうですか。

○政府委員(加戸守行君) 高石前次官から事情をお聞きしました中におきまして、リクルートに關します一切の働きかけはなかったというのを高石前次官も申しているわけでございます。また今回の件につきましても、奥様が株を購入されまして、御本人はもとより文部省関係者はだれも十一月三日まで知らなかったわけでございますから、今のような先生の御議論で結びつけられるのはいかかかと考えます。

○安永英雄君 そういう答弁をされるなら、私はぜひ大学審のこの記録、速記録、これをぜひひとつ提出していただきたい。当委員会において文教らしい、しかも我々のこの調査権に基づく調査をやるうとすれば、どうしてもこの大学審の記録が要るんです。あなた方にいつも請求すると出さないうと言われけれども、今度は目的がはっきりしているんですよ。そこらで疑われるとするならば出してもらいたい。委員に出してもらいたい。これはもうはっきりここで約束してもらいたい、こういうふうに思います。きょう大学審と、それから彼が属しておった教育課程審議会、この二つの議事録、速記録、これを見なければこの問題は解決しませんよ。

ねらいは先ほど言ったところの当面の利潤を得ようという、大学あたりに潜り込んでも文句言われないようにどろんどろんやれるような体制というものををつくるというために入り込んだというかどうかは別として、一番根本は私はこの文部省関係における科学の研究、その頂点にある大学院大学、ここらあたりの構想の中に大学審の委員として入っておった江副さんの発言、物の考え方、これがはつきりしない限り、あなた方に聞いたところで今みたいな答弁だから、関係ありませんと言われけれども私は大ありだと。高石君のこの問題について説明するとならばそこしかなないと私は見ている。そういう点でぜひひとつ出してもらいたい。どうですか。

○政府委員(國分正明君) 大学審議会に關しましては速記録はとってございせん。なお、ただいま先生御指摘のような発言は江副氏からはなかったというふうに承知いたしております。

○安永英雄君 あなた方から見てそう言うだけの話で、この大学院大学ができる過程における大学審における委員として、実際に速記録を見なきゃ私どもとしては判断できませんよ。ありませんかと云ったって、いつもそう言うんですよ。そして隠して絶対出さない。今度だけは出さなきゃおかしいですよ。出してください。

委員長にひとつお願いしたいんですが、今の二つの委員会の速記録が詳細この委員会に提出できるようにぜひひとつお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(杉山令肇君) ただいまの安永君の要求に對しては理事会で検討させていただきます。

○安永英雄君 それから私はもう一つ、この委員会がこの問題を審議するというのであれば、ど

うしても高石前事務次官にこの委員会に出席してもらわないと、これはなかなか解けません。記録だけでは解けません。

これはまた委員長にお願いしたいと思うんですけれども、税特の方でもそういう話がありますけれども、事教育問題のことでありますから当委員会に高石君を証人として出席できるようにぜひひとつお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(杉山令肇君) ただいまの安永君の要求に對しても理事会で検討することにいたします。

○安永英雄君 区切りがいいですから、これで。

○委員長(杉山令肇君) ここで関連質疑を許します。本岡君。

○本岡昭次君 今の安永委員の質問に關連して若干時間をいただきます。

今も安永委員の方から、森元文部大臣に關して高石前文部事務次官がこのリクルートコスモス株を譲渡されていたというところに絡んで、文部省がリクルート疑惑に汚染されてしまったということの憤りの中から追及をされました。私も大変残念であるわけなんです。中曽根政権当時、行政改革というものが戦後政治総決算とかいう路線の目玉として進められて、教育改革もその中の一つになった。しかし、その教育改革がこうしたリクルート汚染というものを内部に持ちながら進められていたのかと思うと本当に腹立たしくなってくるんです。

そこで、私は文部省と江副氏との関係ですね、これを若干ただしてみたいと思います。今まで江副氏と文部省の関係で明らかになっているのは、教育課程審議会、大学審議会の委員であったという事です。それ以外に、それでは文部省関係の会議、あるいは文部省関連のさまざまな組織、そういうところ江副氏が委員として活動していたという事実があるのかないのか、この公式の場で私は明らかにしておいていただきたいと思ひます。

けでございしますが、正式の審議会以外の部内の協力者会議といったような形で御参画いただきましたものとしては、大学入学者選抜方法の改善に關する会議の委員のようなケースがございします。

○本岡昭次君 私が文部省を通して調べたのにはもう一つあって、第二国立劇場設立準備協議会の委員にもなっておられるんです。だから、あなたのおっしゃった大学入学者選抜方法の改善に關する会議と第二国立劇場設立準備協議会、この二つの委員であったという事実ですね。それ以外に文部省は三十八の協力者会議というのがあるようですが、一切かわりがないということをや、ここでないならいと言っていたらいたしたいんです、この二つ以外に。

○政府委員(加戸守行君) 先ほどの大学入学者選抜方法の改善に關する会議は委員という名称ではなくて協力者という名称でございします。なお、そのほかに第二国立劇場設立準備協議会の委員として御就任されたことがございします。それから、先生今お話ございました文部省内での私的諮問機関あるいはそれに準ずるような協力者会議という形で三十八ございしますが、残りの三十六につきましては、いずれもこういった委員あるいは協力者という形での参画はいたしておりません。

○本岡昭次君 念を押すようですが、そうした文部省内じゃなくて、文部省の関連する、影響力を持つさまざまな組織とか会議等に江副さんがかわつたということ、これを調査されたことがありませんか。

○政府委員(加戸守行君) 私ども部内の、例えば大臣裁定あるいは次官裁定、局長裁定等で省内に設けられましたこういった協力者会議等のようなものを調査していただきましたが、これ以外に、例えばある問題について御意見を拝聴したいからといって、ある特定の日だけお集まりいただいて意見を聞くというようなケースが幾つかございします。そのようなものにつきましましてはちょっと調べる方法、現在のところ調べておりません。

○本岡昭次君 ぜひとも文部省みずからこの江副

氏とかかわりを、ある意味では自浄作用というのですか、みずから清めていくために関連するところを徹底的に調べて事実を明らかにしていただきたいということを要望しておきます。

そこで、今ありました大学入学者選抜方法の改善に関する会議、これは一九八四年の四月十三日から一九八六年三月三十一日、二年間、二期にわたって協力者会議の委員を務めておられます。それで、私はその委員の名簿を、これは昭和二十三年ごろからですか、ずっとこの会議が省内に設けられていたようでありましたが、それを全部とるのはなんです。中曽根内閣当時から一体どういう委員がその中に名を連ねたかという名簿を、これは昭和五十八年度、昭和六十二年度をとりました。そうしたらその中に江副氏があるわけでありす。

そこでお尋ねしますが、大学入学者選抜方法の改善に関する会議というこの会議は、私的諮問機関というふうなことで次官が決裁をするという中身だと思ふんですが、一体この会議に、大学の教授とかあるいは教育関係者がほとんどですが、なぜこの二年間の時期だけに江副氏をこの委員としてここに迎えないければならなかったのか。また、今までもこうしたある一つの企業の社長という肩書を持った人が、三十年来、四十年近く続けられたこの委員の中に連ねたことがあるのかないのか、この点はいかがですか。

○政府委員(國分正明君) 御指摘のとおり、江副氏は大学入学者選抜方法の改善に関する会議、私も入試改善会議と略称しておりますけれども、これにつきまして五十九年度と昭和六十年度につきまして協力者として局長名で委嘱しているわけでございます。当時江副氏、今日もそうかもしれないが、大学とかあるいは高校とかあるいはまた学生、生徒の事情にお詳しい立場にあったというところからお願いしたというふうに承知しております。なお、それ以外私も今の場ではとて言えませんが、例えば財界人としては諸井度氏なども入っていたというふうに記憶しております。

○本岡昭次君 秩父セメントの会長の諸井さんはどういう立場で入られたんですか。

○政府委員(國分正明君) 諸井氏は財界人ではございますが、かねてから教育問題についていろいろな御発言もあり、いわゆる大学人あるいは高校の関係者が中心になっている会議ではございますけれども、そういういわば部外者と申しますか、大学、高校以外の方に入っていたらだいて、そういう立場から御発言いただくのが適当であろうというところからお願いしたというふうに承知しております。

○本岡昭次君 私の聞いているところは、諸井さんは財界の方の団体の中で教育問題に対しての主張というんですか、何か代表する立場であるように、お父さんの名前の代からずっと出てくるんですね。

そういうふうな一つの組織とか団体の中でその人が専門的に活躍されている方というのとはわかんないけれども、江副さんは全然根拠がわかりません。その第二国立劇場設立準備協議会に委員を連ねられたのは、これは根拠がはっきりしているんです。これは日本オペラ振興会理事長という肩書で交替をされているんですよ、ちゃんとした肩書をつけて。だけれども、この二年間だけというのとはまたこれは不自然なんです、幾ら考えても。また、文部省内における江副さんの関係なんて、私さっき言いましたように私たちが言わなければあなた方は明らかにしないんですよ。だから私は、ないと言われたけれども、探してみたらもつとはかあるんじゃないかという疑問を持します。

それで、今あなたのおっしゃったようなことでは私は了解できないわけで、なぜこの二年間だけに江副氏が必要であったのか。この二年間だけなぜ江副氏が必要であったのかという問題はどうしても説明をしたらわかなければなりません。もう一度、なぜ江副さんが必要であったのか、この二年。そして翌年なぜ江副さんが必要でなくなったのかという問題をはっきりさしていただきたい。

○政府委員(國分正明君) 江副氏を二年度にわたりました協力者をお願いしましたのは、先ほど申しましたように、大学、高校あるいは大学生あるいは高校生あるいはいろいろな事情に詳しいということをお願いしたわけでございますが、六十一年度以降につきまして引き続きお願いしなかったということの事情についてはたまたま私つまづいたかいたしておりませんけれども、多分当時から受験機会の複数化であるとか、かなり専門的な技術にわたるようなことがあったかとは思いますが、現在ちよつとつまづいたかいたしておりません。

○本岡昭次君 ぜひともそれをつまづかかしていただきたいと思いますし、私は、五十八年度から資料をいただきましたけれども、いわゆる一つの企業の、財界人の日経連とかいうふうな形の財界の組織を代表する方が出てこられるというのには、それはそれなりに意味はわかりますが、一企業が全く私的な意味においてこうなつた方、過去に例があるのかどうか。ずっとひとつ四十年代ぐらいいままでにさかのぼって資料をいただきたいとこれは思ふんです。その上でまた機会を見て改めてこの質問をさせていただきますと思ひます。

そこで、大学入学者選抜方法の改善に関する会議なんです、これは年間どの程度会議を開いて、そして具体的にどういうことを諮問というんですか、答申というんですか、報告というんですか、やるんですか。

○政府委員(國分正明君) 入試改善会議でございますが、年によつて若干は違いますけれども、原則として年一回開いております。主たるテーマは、毎年度大学に對しまして毎年度の大学入学者選抜実施要綱というものを定めて各大学に通知するわけでございますが、この通知に先立ちましてこの会議で御意見を賜つて通知をする、こういうことを毎年やってきておりまして、したがって年原則一回会議を開いていただくということになつております。ただ例外的に、例えば臨教審から大学入試について改革の一つの答申があったというふうなときにおきましては、その御報告をする

ということも兼ねまして会議を開くことがございますが、原則として一回開いております。

○本岡昭次君 時間がありませんから、きょうの結論を私は言っておきますが、私は大学審議会の委員になぜ突然江副さんがなつたのかということに疑問を持つたんです。必ず何か伏線があるに違いないと思つて調べるとこれが出てきた。その時期は江副さんが株を政界、官界にばらまいた、そのちよつと時期なんです。くしくも時期はばらまいた時期なんです。そしてその当時に、森文部大臣はそのときには大臣を交代されておつたという時期でありますけれども、高石前文部次官は初中局長からずっと要職にあつたという状況を見ると、やはり文部省の高官と大臣とか言われる人々が江副氏とかなり深い関係を持ちながら、リクルート社という会社の将来性の問題なり、現在のリクルート社の営業収益を上げていくとか、さまざまな問題に文部省が利用された、あるいはまた利用させていただいたお礼としてのわいせつな意味を持つてさまざまなものがやはり文部省の周辺に分け与えられたであらうということを私は推察をせざるを得ない。このことをどうかとお尋ねしても意味ありませんから、私は私なりにさういう考えを持っておるということをここで申し上げておきたいのであります。

あと一点、参考までにお聞きしておきたいんですが、文部大臣が私的な意味で講演を依頼されたときに、それはお受けになつて全国的にかなりなところへさういふ講演に行かれるものなのかどうなのか。いかがですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 私のところに講演依頼は幾つかございました。ちよつと教育改革本務実施の一年目というところもございまして、また文部省の考え方を聞かしてくれというところの御要請も多かったように記憶をしております。さういふ点では私も文部省の考え方、それから教育改革をどのように進めていくか、さういふのを知つていただくにはいい機会だということで、私自身も許せる範囲であればできるだけさういふところに

そういう機会を活用していただきたい、このように考えたことは事実でございます。

また、その中に一回だけ、多分主権がリクルー社だったと思いますが、しかしその会はもちろん第三者的なたしかホテルだったと思いますが、教育者の方々のお集まりでございまして、まことに釈迦に説法だとは思いましたけれども、教育改革に関するやはり話をしてくれということが一回ございました。私のことでありますから余り話はいまは言えませんが、誠心誠意お話ししたという記憶がございます。

○本岡昭次君 リクルー社の権威づけのためだと思ふんですが、文部大臣を再々自分の関係するところへお呼びしてやっています。それも森文部大臣以前もあつたのかどうかということわからぬのですが、森文部大臣もリクルー社シンポジウムというふうなものがリクルー社新大阪第一ビルで五十九年の十月十九日にあつたときにやっぱ講演をされてるんですね。それから、今おっしゃったように、歴代の大任がリクルー社に頼まれて行く。私は、文部大臣が私的な意味において講演されるというのはそう年に何回もあるというふうなことは考えられないし、文部省もそう簡単にどうぞというわけにはいかぬと思うんですが、かなり制約された、制限された中で文部大臣が講演する。しかしその中にリクルー社というのがずっとやってきているということは、一体文部省とリクルー社と相当密接ないろいろなつながりがある、やっぱそういうことにもあらわれてるんじゃないか、こう思わざるを得ぬのですよ。だから、行ったから問題だとは言つてないです。たかさんのところへ行かれてるうちのひとつだというならいいんですけど、恐らくずっと調べてみたら、一つか二つの中でリクルー社に對するというのが出てくるはずなんです。一体なぜそういうふうなことになるのか、ぜひともこれは文部省で一遍みずから説明をしていただかなければならぬと思うんです。

私、きょうはそこまでしておきます。

○國務大臣(中島源太郎君) 歴代の文部大臣のことはよく存じませんが、そこで私のお答えでよろしいかと思つたんですが、少なくとも私に關します限りは、たまたまそういう教育改革の本格実施の時期に当たつておつたからであらうと思ひますが、私に對しましては幸いに申しますか、そういう機会は割に多うございまして、そして、できればそういう機会をできるだけ活用したいと思つたことも事実でございます。今日程を申し上げるほどの手帳を持っておりませんけれども、少なくとも相当許される範囲では多い機会があつたと思ひます。その中の一回はそういう時期があつたということでございますし、特に意識した記憶は全くございません。

○本岡昭次君 終わります。

○粕谷照美君 先ほどから我が党の議員のリクルー社に關するいろいろな追及が続いておりまして、けれども、私も一言だけやっぱ言つておかなければならぬというふうに思ひますのは、加戸官房長の事情聴取がどうも先輩に對して遠慮つぽいのではないだろうか、こういう感じがしてならないんです。その理由の第一は、高石さんは最初の新聞に、私の家内が家内が、妻という言葉を使わないで家内が家内が、こういう言葉を使つておりました。家内だというふうに言う方が、三千万円もファーストファイナンスから借金をして、そして売つたならばお返ししますよ、こういう借金を夫に黙っているものなんだらうか、そういう夫婦関係なんだらうかという、その気持ちはずびくりにいたしました。十萬、二十萬というならいざ知らず、三千万円を超える借金をして株を買うということについて相談もしないのだからうかという、その辺のところが一つですね。

たけれども、全然だれだかわからないような人から三千万円もする一萬株の株を、必ずしもかりますよというのを信じて、その譲渡を受けたということ自体も私にはわかりません。それは知らないわけなんです。知ら、知つてなきやそういうことができないわけですから、その辺のところもきちんと言つて事情聴取をすべきであつたのではないかと今思ひます。

そして最後に、なぜ私たちがこのようにうるさく言うかということ、本年の七月に最高裁の殖産住宅事件の判決がありましたね。その中で最高裁は、こういう必ず上がるという株、私どもはおいしい株と、こういうふうに言つていますけれども、おいしい株の譲渡は、実際の株価が上がつたか下がつたかに關係なく、その株の取得自体が利益の供与であり、利益を供与されているわけであるから、職務権限が絡んだか絡まなかつたかということも一つ絡まつておりますけれども、しかしやっぱ利益の供与を得たということ自体は、官僚としてはまことにいけないことではないか。もし小中学校、高等学校、大学の校長がこんなことをしたなんといつたらだごでは終わらないわけでありまして、その辺はきちんと言つて改め調査をしていただきたいという要望と同時に、もう一つ、東大の公文俊平教授が九月三十日付でやめになりましたね。これは一体どういう理由なんでしょうか。

○政府委員(加戸中行君) まず、前段階の事情聴取の件でございますが、私も直接お聞きいたしましたときには、大変恐縮でございますが、ちょっと検事調書のような格好になつて申しわけございませんが、私が前置きをさせて、私どもとしては先輩に對してきつぱお言葉を使わしていただいたと思ひます。

それで、なぜこういうことを知らなかつたのかという点、当然私も強い関心を持つておつたわけでございますから、お尋ねをさせていただきます。お答えによりまして、奥様が数年前から株の売買を、そんなに手広くではないでしようけれどもなさつておまして、特に知人の方に株關係の方、いろいろのお話を聞いてよく御存じであつたやうでございまして、またそれから当時のリクルーコスモス株というのが優良株だということをおもひも御存じだつたやうでございまして、そういった点で、お話をあつた段階でそれを購入されたんだと思ひます。それから、株の話はリクルー社に關連の会社の方であります、だれであるかは覚えてないということが奥様の話として入っております。

一九

譲り受けているわけですね。私は、このことがあったからおやめになったのかなと思っておりまして、そういう理由が四月ごろからあったというのであれば、それは御本人の名誉のためにもそういうことで受けとめておきます。

続きまして、文部大臣に、まず八十九年度の教育予算概算要求について伺いをいたします。

最近、教育予算が年々国家予算の一般会計に占める割合が下がっております。まだ概算要求の段階ですから、きちんとしたパーセンテージというものは言えないと思いますが、私の計算によれば七・一六％台、もう史上最低なんですね。これ、間違っておりませんか。

○政府委員(加戸守行君) 国の一般会計の中に占めます文部省予算のシェアは、昭和六十三年で八・一％でございますが、今回の昭和六十四年度の概算要求におきましては、四捨五入してあるとは思いますが七・二％で、ほぼ先生のおっしゃったような数字になるかと思えます。

○粕谷照美君 この国の予算に占める教育費の割合が年々下がって、教育費改革というのは本当にできるのだろうか、本当に教育費をやらうとしていたならば、こんな予算でできるのだろうか、そういう危惧を持つ私は予算額だということに思います。

そういう中に、人件費の比率というのが異常に高いわけでありまして、ことしの人件費の比率というのは一体どのくらいになっていきますか。

○政府委員(加戸守行君) 昭和六十三年の予算におきましては、人件費の占める比率が七六・五％でございます。昭和六十四年度要求におきましては、現在想定されております二・三五％のペースアップ分を要求いたしておりますから、要求段階におきましては前年度とそう大差はございませんが、多分七六％台の後半、七六・六か、その前後ではなかったかと思えます。ちょっと今、正確な数字は持ち合わせておりません。

○粕谷照美君 人事院勧告は完全に実施をする、

そういうしますと、この給与費にはね返る額というのは非常に大きいというふうに思えます。それは大体どのくらいの総額になりますか。

○政府委員(加戸守行君) 人件費の大きなものは、義務教育費国庫負担金でございますが、そのほかに国立学校教職員の給与費等もございまして、それらを総計いたしますと、現在の二・三五％を完全実施いたしますれば、昭和六十四年度予算においては、約七百五十億円を追加上する必要があると見込んでおります。

○粕谷照美君 大臣、シーリングで予算そのものが狭められている。七百五十億円、人勧完全実施でふやさないといけない。そうしますと、その分はふえるんじゃないんですね。どこか削られるんですね。その削られることに対する、文部大臣の教育予算要求の態度というのは、決意というのは、それはどのようなものですか。

○国務大臣(中島源太郎君) 教育費そのものは、教育改革を進めていく上にぜひとも必要でありまして、二つお答えしたいんですが、片方では人事院勧告を完全実施していく、こういう義務がございまして、一方におきまして、進めたいことがいろいろある。本心を言えと言われれば、これはもうシーリング枠外で見てもいいというものが、これは本心であります。どこを枠外でというよりも、教育費全体をひとつ別枠でというのが本心であります。しかし概算要求時点でのやはりシーリング枠というものを、我が文部省だけがそれをえんじないというわけにもまいりません。そこで、できる限りの知恵を出して、これを推進していくということに相なると思っています。

また、今申ししたように、六十四年度の概算要求ではこの約七百五十億の人勧実施部分は要求してございまして、これまた非常に厳しいことはもう重々、心に痛いほどわかるんですが、その分を何とかいろいろ知恵を出してやりくりをいたしたいかなければならぬなど、ちょっとつらい立場で、本心を申し上げていただきました。

○粕谷照美君 毎年、文部省予算がそういうふう

に人事院勧告でふえていくと、一番ねらわれる部分というのが義務教育費国庫負担金なんです。特に、今回も学校事務職員の、あるいは栄養職員の義務教育費国庫負担、これを外そうというアドバンスがもう既に大蔵省から上がっております。この点についてもしっかりと守ってもらわなきゃならないわけですね。中島文部大臣に、学校事務職員や栄養職員が学校の中でどういう地位を占めているかということについての御認識を伺いたいと思っています。

○国務大臣(中島源太郎君) おっしゃいます事務職員の方々、栄養職員の方々は学校教育の基幹的な職員である、このように考えております。したがって、今後とも国庫負担の対象にぜひともしていくべきである、またその考えにのっとりまして六十四年度概算要求におきましても要求をさせていただきます。

○粕谷照美君 事務職員や栄養職員は、大臣がこういう方々は学校の基幹職員だとおっしゃったことに大変な喜びを感じておられる。本当にこういう人たちがいないと、きちんとした学校運営ができていかないわけですから、しっかりと守っていただきたいわけですが、もう毎年毎年の痛い思いをしていくわけなんです。ぜひ先頭に立って頑張ってください。しかし、ことし補助金一括法との絡まりで、自治省が大部分の辺については抵抗もあつたりして厳しい状況の中に文部省は置かれるのではないかと。この状況はどういうふうに見えていられますか。

○政府委員(加戸守行君) 補助金一括法等に基づきまして高率補助のカット、あるいは義務教育費国庫負担金の中でも共済費につきましては二分の一から三分の一のダウンというようにことが六十三年度まで措置されておりました。自動的に申し上げれば、六十四年度にこれが原則に復帰いたしますとすれば文部省の予算だけでも約千五百億円の追加需要が出てくるわけでございます。到底文部省予算の枠内では措置できる金額ではないわけでございます。現在、この取り扱いにつきま

しては要求段階におきまして閣議了解におきまして、今後の予算編成過程の中において適切に対処するということとされておりますが、今後政府全体の方針の中で各関係省庁と協議しながら対応してまいりたい。大変苦しい状況の中で活路を見出してまいりたいということでございますけれども、政府全体の方針がどのような形になるのか。地方財源のあり方、あるいは国、地方の役割分担等諸般の要素の中で、それぞれ考え方が詰めていられるものと思っております。

○粕谷照美君 教科書無償の問題とか、大学の授業料の値上げとか、入学金などの値上げ、それに絡まる消費税の問題などいろいろありますけれども、きょうはちょっと日程を狂わせましたので、次、一つだけ予算の内容について伺っておきたいのは、管理職手当、これ上乗せ要求しているんですね。校長について一〇％、一部一四％を一六％に、それから教頭について一〇％、一部一二％、これを二二％に、校長と教頭の管理職手当が、この差がまた大きくなっているわけですが、どうしてこんな管理職手当なんというのを大きく伸ばしているのかと。今、先生御指摘のとおり、そのような増額の要求をしているわけでございます。私も、学校の現場におきまして校長先生初め教頭先生非常に御苦労されておやりになつておられるわけでございますので、ぜひ他の職とのバランスも考えて、この程度の管理職手当を支給したいということ、このような要求をしている次第でございます。

○粕谷照美君 学校の運営で苦労しているのは校長と教頭だけですか。校長と教頭が、おれたちだけが苦労しているんだから上げないんという陳情を文部省に持ってきたんですか。私はそういう認識というのはおかしいと思っております。

○政府委員(倉地克次君) 学校におきましては、校長先生初め教頭先生、それからそのほかの先生方も大変御苦労されているのは十分承知している

次第でございます。ただ私も、学校におきま
す校長先生初め教頭先生、他の職とのバラン
スも考えまして、さらに管理職手当を引き上
げたいということ、そのような要求をしてい
る次第でございます。

○粕谷照美君 局長、おかしいですね。大
体校長の給与というのは教頭の給与という
のは一般の教員の給与とは違って高いん
です。それに管理職手当がついていて、し
かもその管理職手当だけを伸ばそうという
のはおかしいということを私は言っているん
ですが、いざ本格的に決まるときにお話を
しましょう。大蔵省がこれを認めるかどうか
ということがこれから出てくるわけであり
ますから。

それで、文部省が予算の中に入れておな
かったNHKの小中学校におきます受信料を
払ってもらいたいという動きがあるというこ
とを先日官庁速報で見ましたけれども、き
ょうはNHKの大森さんにおいでいただき
たいです。御苦労さまでございますが、ひと
つ受信料の免除措置から外すということ、ど
ういうふうな経過でどういうことを今NHK
は考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○参考人(大森善晴君) 先生御承知のと
おりNHKの受信料というのは、NHKの放送
を受信することのできる受信設備を設置され
た方すべてから公平にいただくというのが
受信料の大原則でございます。例外的に郵
政大臣の認可を得ました免除基準に合致
した方が受信料を免除するというのが御承
知のとおり放送法三十二条に規定されてお
るところでございます。この受信料の免除措
置は、放送の普及という見地から社会福祉
、教育等の分野において多に行われてきた
わけでありまして、昭和四十年代の後半に
テレビの普及というのが限界に達しまして
、同時に協会の財政状況が非常に窮乏した
という状況の中で、国会等における五十年
度から昭和五十四年度の協会予算を御審
議いただいた際に、延べ八回通信委員会に
ついて附帯決議が付けられました。その附
帯決議の内容

というのは、やはりこういう状態になっ
たならば本来の受信料制度の主旨に立ち
返って受信料の免除措置というものは本
来的に見直すべきではないかという附帯決
議がございました。そのことを受けまして
、我々としても昭和五十三年度以降、刑
務所、大学、高等学校等逐次免除措置に
ついては廃止をいたしましたわけございま
す。

現在、学校それから社会福祉施設等に
対する免除が残っておりますが、ちなみに
昭和六十三年年度の協会の財政状況で申
し上げますならば、収支が債務償還等含
めると実質的に二百二十七億の赤字とな
っております。この状態が今後続きます
ならば、協会としては効率化等厳しい経
営努力を払って、なお今後とも実質的な
財政窮乏状態が続くのではないかといい
ふうに我々憂慮しております。そういう
状況の中で、公共放送としての基本的な
使命は質の高い放送を出すということが
第一義の使命でございますが、これにも
支障を与えない、こういう状況がござい
ますので、昭和六十四年度から、現在免
除が残っております中学校、小学校等の
学校に対する免除は、これは廃止されし
ていただくかと考えて、現在関係方面の
理解と協力を得るために協会としては各
地の放送局長が先頭に立って設置者に
対して御理解の努力を払っている、こ
ういう状況でございます。

○粕谷照美君 学校の免除規定が外され
ている中に、高等学校と大学がもう既に
外されて支払いをされているわけですね。
文部省は、高等学校や大学はこのNHK
の受信料は一体どこからお金を持ち出
して支払っているというふうにお考えで
すか。

○政府委員(齋藤隆彦君) 昭和五十五
年度から大学、高専、並びに五十八年
度から高等学校の受信料の免除が廃止
されたわけでありまして、全般的な運
営経費の中からこれを捻出してそれに充
当しているところでございます。

○粕谷照美君 小中学校も、校長室に
あるのとか、応接間にあるのとか、そう
いうのは受信料を払っているんじゃない
でしょうか。

○参考人(大森善晴君) 現在の受信料
の免除基準

は、設置者が、設置した学校の当局者
でありまして、当局者が設置された受信
機で教育の専用に供されるものという
のが免除基準になってございまして、我
々としては、今先生がおっしゃったよう
に教室や、その他教育の専用に供され
る場所に設置してあり、かつそれが教
育の専用に供されるというところであ
るならばそれは免除していいし、それ
から娯楽室等、必ずしも教育の専用に
供されないという部分は、それは免除
にはしていいという取り扱いをしてござ
います。

○粕谷照美君 文部省、設置者が払
うんですね。今でも払っているという
のですが、文部省としてはそのお金は
一体どこからどういふふうにして支払
われているというふうに理解していら
っしゃいますか。

○政府委員(齋藤隆彦君) 文部省と
いたしましては放送の受信料の免除につ
きましては、特に義務教育という立場
から幼少の間に学校放送の持つ意味
というものが非常に公共的であるとい
う、そういう立場で従来から長年の間
免除されている、こういうふうにお考
えているわけでありまして、そういう
立場からはぜひ今後とも免除措置を
継続するように、この趣旨に照らして
継続するようにお願いをしたいと、こ
ういふふうに考えているところでござ
います。

○粕谷照美君 どこで費用を払ってい
るんですか。

○政府委員(齋藤隆彦君) 費用は、い
ずれにしても最終的に支払う者は設置
者がこれは払う、こういうことに相
なるわけでございますが、そういう点
で私どもの立場としてはひとつひい
除を願いたい、設置者にかわって教育
上の立場からそういう点をお願いする
ところでございます。

○粕谷照美君 NHKに伺いますけれど
も、NHKの赤字が二百二十七億ほど
あると。この二百二十七億円というの
も大変な金額でございますけれども、
小中学校から受信料をもらうことによ
ってその赤字は一体どのくらい埋ま
るといふふう

お考えになっていらっしゃいますか。

○参考人(大森善晴君) 現在、私も
手元に学校で設置された場合には契
約を出していただく、かつその免除申
請書を出していただくということござ
いますから、それを通じて我々はそれ
ぞれの学校の免除の件数というものを
把握してございまして、全国で今学
校で免除してあります件数は四十九
万件、約四十九万件というものは私
どもで受理している免除の件数でござ
います。これを受信料の年額に換算し
ますと約五十七億円ということにな
りますから、有料化した場合にはこの
受信料が協会の収入になるかと、か
ように推測してございます。

○粕谷照美君 私はよくわからないん
ですが、ホテルなんか例えば千室ある
とか、七百室あるとか、七百室ある
とか、そういうのは七百の部屋に
みんなありますね。そして、応接間
とかグランドなどもありますけれど
も、そういうものは全部敷金で、そ
うして受信料を払っているものなん
でしょうか。

○参考人(大森善晴君) 今、先生
お尋ねの件は事業所の契約というこ
とでございまして、私どもは例えば
ホテルでございまして設置してある
部屋ごとに契約をいたいただくとい
うことになっておりますから、その旨
たびたび勧奨して契約をできるだけ
全にいただくように努めてはござい
ますが、何分御承知のとおりNHKに
は立入調査権というものがございま
せんものから、世の中に言われるよ
うにそれが一〇〇％行われているか
どうかということについては我々は
絶えず努力しなければならぬもの
だと、こういうふうに思っております。

○粕谷照美君 一〇〇％納まってい
ない、ということをお認めいらっし
やるわけですね。学校の先生という
のはよくぞまじめでして、本当に物
置なんかにあってもそれは一台と、
こう計算して申告するんじゃないだ
ろうか、こういうふうには私は思っ
ていないわけですが、私にはNHKの
教育放送なんというのは本当にす
ばらしいと思うんですね。そして、
それだから

こそ皆さんが時間帯に合わないときはビデオを撮って置いて、そして子供たちに自分の学校の時間に合わせてビデオを使って見せるとか、こういうことをやると思うんです。今までNHKとしても放送というものを理解してもらうために、今学校にたくさん受像機を置いてほしい、あるいは昔だったらラジオを置いてほしい、こういうふうな思っただけで免除措置をとってこれらなんだと思うのです。学校にしてもまたそれが非常に役に立つからこそすべての教室に置いたりするわけですね。

例えば教室が三十人という学校がありますよね、大規模校になるともっと大きいですけれども、そうしますと、あれを自動振り込みの形式にしますと、一台につき千四百円ですね。十台あれば一カ月に一万四千円払わなければいけない。十二カ月掛ければ大変な額になるわけですね。三十教室もあつたらもうこれ大変だと思ふのです。

ね。そういうものを、市町村は今度は幾つかの学校を持つていくわけですが、中学校、小学校、幼稚園も持つていく市町村があるわけですね。設置者なんですから市町村が払わなきゃいけないわけですよ。これは大変な額になると思うんですけれども、それでも五十七億円。これは大きい額ですけれども、でもまだ二百二十七億という赤字を埋めるにはまだ足りない額でありますね。この辺のところ関係者と内々のお話をしているところだとおっしゃいましたけれども、地方局は一体どういう関係者とお話をなさるんですか。これは払ってくれる人とするわけですね。学校じゃありませんね。

○参考人(大森警備署) 今私どもが行っています御理解いただくための努力と申しますのは、率直に言つて、一番当初はこの七月ごろから始めたわけでございますけれども、文部省に対して要望書を提出して御理解を賜るようお願いしましたし、それから地方における関係各団体、それから地方に及びましては各都道府県、それから知事、それから教育の行政担当者、それから各市町村に至るまで設置者に対して我々は放送局長を中心に、今

の協会の置かれていた状況と、それから学校の免除を廃止せざるを得ない協会の考え方を御説明して御理解を賜るようお願いをして、そしてこの努力をしているというところでございます。

○粕谷照美君 市町村がこの受信料を払うということになりますと文部省の予算に關係しますか、最終的には、どの部分になるんでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) これは学校の運営に關する経費でございます。国が負担金等あるいは補助金等は支給しておりませんので、すべて地方交付税の中で措置される経費の範囲内におきまして各自治体が措置されることになろうかと思ひます。

○粕谷照美君 NHKはそうしますとそろそろ年度の予算を立てなければいけない。これも見込んで予算を立てるのですか。いつからこの受信料は徴収しようと考えていらっしゃるんですか。

○参考人(大森警備署) 協会は昭和六十四年度の事業計画をどうするかというのを今考えているところでございますが、この学校の免除につきましては、昭和六十四年度から有料化といひますか免除を廃止するということと考えていふふうに考えております。

○粕谷照美君 そうしますと、この免除規定から外すというのは通信委員会がこれを承認するということになるんでしょうか。――郵政省来ておられますか。

○説明員(國宏明君) お答えをいたします。

受信料の免除の規定でございますが、先ほどNHKから申しましたとおり、放送法によりまして免除の基準というものをNHKでつくりまして、それを郵政大臣が認可をするというところでございす。したがいまして、免除基準を改正するといふ認可申請があれば、それを郵政大臣が認可するということと決定できるということとでございます。

○粕谷照美君 すると、免除規定を解消するといふのは一体どこで、どのような機関でやるのですか。

○説明員(國宏明君) 受信規約というものをNHKがつくつておりまして、その一環として免除につきましてもNHKがつくるわけでございます。そのことは郵政大臣が認可することによつて実行されるということになるわけでございます。

○粕谷照美君 要するにNHKが免除規定から外しますよというのを決めて郵政省に出す、郵政大臣がそれを認可する、こういう形式をとるわけですか。

○説明員(國宏明君) そのとおりでございます。

○粕谷照美君 そういたしますと、とても我が町村は払えない、こういうことで設置者がだめだと言つても、これはNHKが、いや、いただきますよと言へば払わなきゃならないという性質のものですね。

○説明員(國宏明君) 放送法三十二条という規定がございまして、受信機、まあラジオ、テレビの受信機でございまして、これを設置している者は必ず受信料を払わなきゃならないという規定がございまして、その例外として、あらかじめ認可を受けた基準によりました場合のみ免除ができるという規定でございます。したがいまして、規定上は、放送法上原則として受信機の設置者が支払わなきゃならないということが原則でございます。

○粕谷照美君 いや、よくわかるんです。だから、要はNHKの財政が非常に厳しくなつてきたから、この免除規定を外しますというところは一方的にNHKが決めることができるということになつていくわけですね。そのことを確かめているわけですか。

○説明員(國宏明君) 制度の仕組みとしてはそのとおりでございますが、ただ、一方的なやり方でもどうかというところで、夏以来御理解を得るべくNHKとしてもいろいろな働きかけをしているというところでございます。

○粕谷照美君 設置者がそれは大変だんといふことになりまして、そして今度は学校でテレビを取り外すなというふうなことが起きたら、これは私は大変なことになるといふふうに思ふんです。何台かというところはこれは申請するわけですから、その辺のところは、またホテル並みに考えていけばよろしいのかもしれないけれども、設置者がこれは支払わなきゃならないわけなんです。もしPTA費で払いたくないなんといふことはこれは法律違反ですね。文部省はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(齋藤静彦君) それぞれの受像機を設置者が教育の一環として備える以上は設置者でこれを負担すべきものである、私どもはそのように考えているわけでございます。

○粕谷照美君 私はそういうわかつたようなわからぬような答弁じゃ困ると思つていふんです。要はこれをPTA費にのせられるというおそれが非常に強いんですよ。最近の教材費の国庫負担外から見ても父母負担が急激にふえてきているわけですよ。市町村の教材費なんといふのはもう上がりまして、そういうことを考えてみますと、これは絶対にPTA費に、父母負担に任せないということが大事であらうかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(齋藤静彦君) 物事の性格上ほかに転嫁することができない経費である、このように考えているわけでございますが、そうしますと、結果、先生もおっしゃいましたように、受像機の数も減らさなければならぬという、こういう事態にも相なるわけでありまして、そういうことになりますれば、先ほども申し上げましたように、本来、義務教育の間に放送を聞かせるということは教育上も並びに公共的な放送の立場からも非常に意味のあることである、ぜひ私どもとしてはそういうことにならないようにしていただきたい、そういうことで今NHKにお願いしているところでございます。

○粕谷照美君 私はNHKに要望したいと思ひますね。NHKの窮状もよくわかります。しかし、これは一方的に取り上げるなんといふものではない

いというふうに思います。そういう意味で十分な手配をやるようお願いをしたい。

考えてみますと、通信委員会で七回も八回も、そこをだんだんに外していきなさいということ満場一致で決めているというんですからね。社会党から共産党まで含めて、自民党からずらっと、これ外してよろしいよということを決めているというんですから、その辺もまた文教委員会としては納得のいかないところでありますが、この辺のところはNHKとしても十分に配慮をしていたきたいということを要望しておきます。

では、参考人、御苦勞さまでございました。

先ほどから不規則発言で、文教委員会としては満場一致でこれはだめだということをおうなどと言っておりましても、文部省としてもきちんとこの辺の対応をしてもらいたいというふうに思います。要望しておきます。

それでは、時間が中途半端になりますので、あとの問題はまたこの次に残して終わります。

○委員長(杉山令肇) 本日の調査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後三時十六分散会

十月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、臨教審関連法案反対等に関する請願(第二五七二号)(第二五七二号)(第二五七三号)(第二五七四号)(第二五七五号)(第二五七六号)(第二五七七号)(第二五七八号)

第二五七二号 昭和六十三年十月十四日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水島南春日町一〇ノ

一三 森本英則 外四千七十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第二五七二号 昭和六十三年十月十四日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島阿賀崎三ノ五ノ

二 福武瑞枝 外千九百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第二五七三号 昭和六十三年十月十四日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 群馬県勢多郡赤城村津久田二六六

ノ四 角田重美 外千九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第二五七四号 昭和六十三年十月十四日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町二ノ三二ノ七

和田美枝子 外千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第二五七五号 昭和六十三年十月十四日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 群馬県前橋市大利根町二ノ四三ノ

三 渋谷昭 外千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第二五七六号 昭和六十三年十月十四日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 群馬県前橋市総社町総社一、三八

一ノ三 小島徳昭 外千九百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第二五七七号 昭和六十三年十月十四日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 群馬県高崎市上中居町三三ノ八

三木清始 外千九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

第二五七八号 昭和六十三年十月十四日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市長沼町六四〇ノ三

柳節子 外千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

十一月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、臨教審関連法案反対等に関する請願(第二九二〇号)

第二九二〇号 昭和六十三年十月二十七日受理

臨教審関連法案反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町三ノ一六ノ五

木村彰一 外七百五十八名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八一四号と同じである。

昭和六十三年十一月十五日印刷

昭和六十三年十一月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局